## 報告書

令和4年度産業経済研究委託事業 (規制改革による新規事業創造に向けた実態把握調査)

## 株式会社野村総合研究所

コンサルティング事業本部 社会システムコンサルティング部

2023年2月







# 目次

1.	本調査の背景・目的及び実施内容	2
2.	(1) 『規制改革ガイダンス』の作成	5
	● 実施概要	
	● 実施結果	_
3.	(2) - ①三制度活用効果分析	g
	● 実施概要	
	● 調査設計及び調査結果 • アンケート調査	11
	<ul><li>ヒアリング調査</li></ul>	34
4.	(2) - ②海外事例調査	39
	● 実施概要	
	● 調査結果	
	• アメリカ	43
	<ul><li>カナダ</li></ul>	
	<ul><li>イギリス</li></ul>	54
	• シンガポール • オーストラリア	
	<ul><li>オーストラリア</li><li>比較検証結果</li></ul>	
	▼ 以拟状叫州木	

# 本調査の背景・目的及び実施内容

#### 本調査の背景・目的及び実施内容

## 本調査の背景・目的及び実施内容

# 背景 目的

- 昨今の急速なデジタル化の進展等により、新たなテクノロジーやビジネスモデルが日々生まれている。そのような新事業活動を進めるにあたり、 立法当時には想定されていなかったために時代に適応していない規制が支障となり、そのため様々な領域における既存の規制の見直しが求 められている。また、電動キックボードの事例のように、「ルールメイキング」による市場創出を図る形態が、日本企業の新たな成長の姿として期 待されているところである。
- 上記のあるべき姿を実現するために、各省庁や地方自治体は、個別に規制改革に向けた取組・施策を実施している。規制のサンドボックス 制度、国家戦略特区、ノーアクションレター等、事業者の目的に応じたオプションが多く用意されている。他方で、こうした取り組みは個別に展 開されているため、事業者側は有効なツールの把握、選択及び活用が困難な状況にある。
- また、特に経済産業省では規制改革を通じたイノベーション創出に向けて三制度(グレーゾーン解消制度・新事業特例制度・規制のサンド ボックス制度)を運用しているが、これらの制度は非常に先進的な内容であり、運用開始からも日が浅い部分があるため、利用者の声等を 集めることで、より効果的な制度にアップデートの余地があると考えられる。

#### ● 以上の背景を踏まえ、本事業では、事業者向けに各省庁・地方自治体の規制改革に向けた取組をまとめたガイダンスを作成した。

● また、経済産業省が運用している3つの制度 (規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度、新事業特例制度) について、活用者の声 を集め分析を行い、同様の取組が海外に存在する場合は代表的な制度について調査を実施した。

## 実施 内容

## **(1)** 『規制改革ガイダンス』の作成

- ✓ 各省庁・地方自治体の規制改革に向けた取 組を網羅的に調査し、当該取組を目的別で 整理し、事業者からの視認性を高めたガイダ ンスを作成した。
- ✓ なお、本報告書では『スタートアップの成長に 向けた規制対応・規制改革参画ツールの活 用に関するガイダンス』を『規制改革ガイダン ス』と表記する。

#### (2) -A三制度活用効果分析

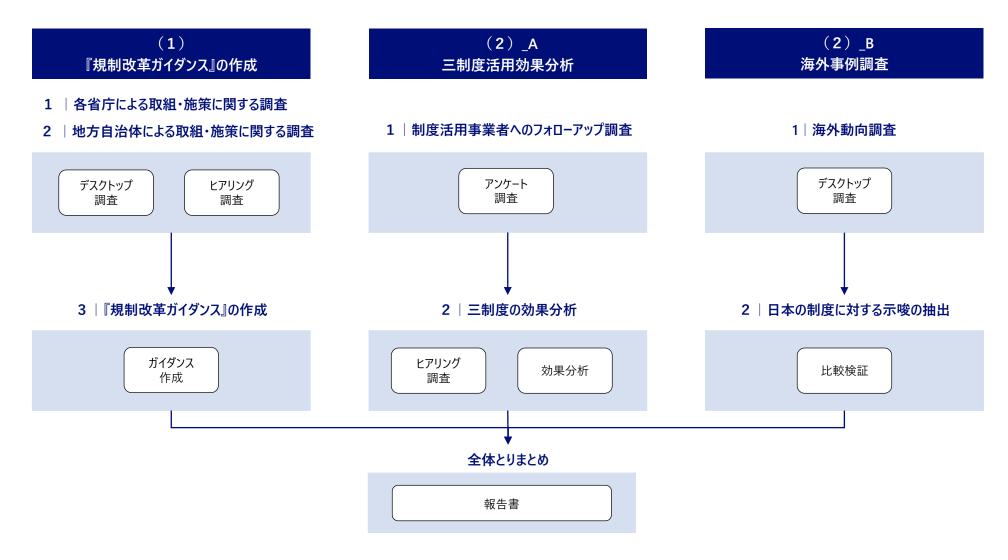
✓ 三制度(グレーゾーン解消制度・新事業特例 制度・規制のサンドボックス制度)活用事業 者に対して、制度活用後の新事業活動の状 況のフォローアップに係る調査を行い、三制度 効果や課題等を分析した。

#### (2) -B海外事例調查

- ✓ 海外におけるサンドボックス制度以外も含めた 規制改革の取組についてデスクトップ調査を 行った。
- ✓ また、日本と海外の各規制改革制度につき、 比較検証を行った。

## 本調査の背景・目的及び実施内容

# 本調査の実施内容(概要版)



※「(2)\_A 三制度活用効果分析」と「(2)\_B 海外事例調査」を合わせて、仕様書の「3.事業内容」の「(2)三制度活用効果分析及び海外事例調査」に該当。 ※本報告書では『スタートアップの成長に向けた規制対応・規制改革参画ツールの活用に関するガイダンス』を『規制改革ガイダンス』と表記する。

# (1) 『規制改革ガイダンス』の作成

実施概要

#### 『規制改革ガイダンス』の作成

## 実施概要

- イノベーション創出のためには規制改革が重要であるという認識は広まってきており、実際に省庁や地方自治体では、取組・施策が数 多く実施されている。
- 他方で、取組・施策について網羅的に整理されている情報ソースはなく、認知度が低いことに加え、関連する取組・施策の数が多く、 活用を検討している事業者等がどれを使えばいいのかわからないという課題が生じている。
- 上記より、各省庁及び地方自治体による規制改革に向けた取組・施策に関して調査を行い、『スタートアップの成長に向けた規制 対応・規制改革参画ツールの活用に関するガイダンス』(以下「規制改革ガイダンス」という。)を作成した。なお規制改革ガイダンス の中では、規制改革に向けた取組・施策の紹介に加えて、規制の概要や規制に向き合う必要性、制度の活用事例や利用判断フ ローに関する記述も行った。

## 実施手順

#### | 各省庁による取組・施策に関する調査

デスクトップ調査

各省庁による規制改革に向けた取組・施策を網羅 的に調査

ヒアリング調査

● デスクトップで収集できない情報について、取組・施 策の担当者等にヒアリング

#### │地方自治体による取組・施策に関する調査

デスクトップ調査

● 地方自治体による規制改革に向けた取組・施策を 網羅的に調査

#### 3 | 『規制改革ガイダンス』の作成

ガイダンス作成

1、2で収集した情報をもとに『スタートアップの成長 に向けた規制対応・規制改革参画ツールの活用に 関するガイダンス』(本報告書では『規制改革ガイダ ンス』)を作成

# (1) 『規制改革ガイダンス』の作成

実施結果

#### (1) 『規制改革ガイダンス』の作成

# 実施結果

- ■『規制改革ガイダンス』の概要は以下の通りである。
- なお、本事業で作成した『規制改革ガイダンス』については、後日、経済産業省のホームページ等で公開される予定であるため、そちら、 を参照されたい。

## 『規制改革ガイダンス』の概要(令和4年2月末時点)

#### タイトル

スタートアップの成長に向けた規制対応・規制改革参画ツールの活用 に関するガイダンス

~みんなの規制対応・規制改革~

#### 想定 読者

- 新事業活動等の推進に当たり法規制が支障となっているスター トアップを含めた事業者
- 事業者の活動を後押しする弁護士等の支援者

#### 目的

- これから新事業に取り組もうとしている「事業者(スタートアップ 中心) |を対象とした、ツール周知のためのガイダンスを作成する こと。
- 事業者に対して、規制対応・規制改革参画等の検討を行う方 法やメリットを伝えること。

#### 構成

#### 全50ページ程度

- 1. 規制とは何か、どう対処すべきか (規制とは、法規制の具体例、法規制に向き合う必要性等)
- 2. 規制の特定/規制の理解・確認 (スタートアップ新市場創出タスクフォース、グレーゾーン解消制度 等)
- 3. 特例措置の活用 (新事業特例制度、国家戦略特区等)
- 4. 規制改革に必要なデータの収集と実証 (規制のサンドボックス制度等)
- 5. 規制改革に関する要望の検討体制 (規制改革推進会議等)
- 6. 自治体の支援施策等 (地方版規制改革推進会議等)

【参考】規制対応・規制改革参画ツールの利用判断フロー

# (2) -①三制度活用効果分析

実施概要

#### (2) - ①三制度活用効果分析

## 実施概要

- 令和元年度産業経済研究委託事業「規制改革による新規事業創造に係る調査」では、三制度(グレーゾーン解消制度・新事業 特例制度・規制のサンドボックス制度)の利用者に対するヒアリング調査を実施し、「認知度不足」・「スピード感の欠如」等の制度 利用上の課題が明らかになった。
- 制度の効果に関する調査は、前回調査時にも実施されたが、新事業活動への三制度活用の効果が表れるまでには、一定の時間を 要することが考えられるため、制度の開始から時間の経過した今年度改めて実施する意義は大きい。
- 上記より、本パートでは、三制度活用事業者に対し、制度活用後の新事業に関わる活動の状況に関して調査を行い、三制度活用 による効果の分析を行った。また、前回調査時の課題等も踏まえ、今後の制度運用改善や三制度の周知活動に繋がる情報・示唆 の抽出を行った。

## 実施手順

#### 制度活用事業者へのフォローアップ調査

アンケート調査

過去に三制度を活用した事業者に対し、三制 度活用の効果等を調査

#### 2 | 三制度の効果分析

ヒアリング調査

● デスクトップ調査やアンケート調査で対象者を絞 り、効果や課題を深堀り調査

効果分析

● ヒアリング調査した情報等を基に、三制度活用 の効果と制度活用の因果関係を分析

# (2) - ①三制度活用効果分析

【アンケート調査】 調査設計

## 【アンケート調査】調査設計

# アンケート調査の調査設計

#### 調查目的

調査内容

- グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス制度、新事業特例制度を活用した事業者の 新事業活動の状況を広くフォローアップ調査し、制度の周知・改善に繋げる。
- 制度活用の効果を中心に、以下3点を調査した。
  - 制度活用状況:制度を知ったきっかけ、制度を活用したタイミング等
  - 制度活用の効果:需要の獲得※1·生産性の向上※2の有無、副次的効果の有無等
  - 制度の課題や今後に向けての改善点:制度を利用して感じた課題、申請時に必要なサポート等
- ※1:需要の獲得は以下を基準とする。
  - 新たに事業を実施することで新たな売上を獲得できたこと
  - 既存事業で、売上が拡大したこと
  - これまでと異なる顧客の開拓等で売上を確保できたこと
  - 消費者や顧客にとって恩恵があったこと(消費者余剰の増大や顧客コストの低減等)
- ※2:生産性の向上は以下を基準とする。
  - 業務効率化・コスト削減等により自社にメリットがあったこと

## 調查対象

- 制度活用の効果を測定するため、新事業活動を行っている可能性の高い、以下の条件を満たす制度活用事業者161社
  - ・ グレーゾーン解消制度:主務大臣から回答を得た事業者(回答内容が、事業者の意向に沿わない回答であったものを除く)
  - 規制のサンドボックス制度:認定を受け、実証を実施した・実施中の事業者
  - 新事業特例制度:特例措置の求めを行い、認定を受けた事業者

## 調查方法

■ WEBアンケートまたは、Excel調査票での回答

#### 調查期間

■ 2022年12月-2023年1月

## 【アンケート調査】調査設計

## 調査目的と調査内容

■アンケート調査では、①制度活用効果の明確化、②ヒアリング調査対象の絞り込み、③制度の改善点の明確化を 小目的とし、設問を設計した。

#### アンケート調査の小目的

#### 該当する設問

- 制度活用効果の明確化
- 制度活用前の事業の状態
- 制度活用後の事業の状態
- 需要獲得の有無
- 需要獲得を示す定量的な効果
- 生産性向上の有無
- 生産性向上を示す定量的な効果 等

ヒアリング調査対象 (深堀り調査の対象) の絞り込み

- 需要獲得のパターン
- 需要獲得を示す定量的な効果
- 生産性向上のパターン
- 生産性向上を示す定量的な効果

#### 活用するイメージ

- 制度利用前後の事業の状態を調査することで、 制度活用により、新事業活動の創出に繋がった割合を算出する。
- 需要獲得や生産性向上に繋がった割合を算出する。
- 需要獲得や生産性向上を示す定量的な効果を事例として 収集する。
- 制度活用前の期待に対して実際に感じた効果を回答してもらい、 制度の周知に繋がる情報を収集する。
- 需要獲得や生産性向上を示す定量的な効果を上げた事業者を ヒアリング調査の対象とする。
- 需要獲得や生産性向上に至るロジックをパターン化して確認すること で、回答者の負担を下げつつ、ヒアリングの目的となる、制度活用と 定量的な効果の因果関係を探る。

制度の改善点の明確化

- 制度利用に関する課題
- 認知度や制度理解促進のための手法 (規制改革ガイダンス等の意義)
- 規制改革ガイダンスに記載すべき情報の確認

- 制度の課題をあぶり出す。
- 規制改革ガイダンス作成等現在実施している施策の意義を確認する。
- 規制改革ガイダンス作成において、制度活用者目線で必要な情報を 確認する。

## 【アンケート調査】調査設計

## 調査対象

■制度活用による新事業活動への効果を測定することが主目的のため、制度を活用して、一定の成果を得ることがで、 きた事業者を対象に調査を実施した。

各制度利用時の新事業活動開始までのフローとアンケート対象

グレーゾーン 解消制度

申請 回答 事前相談 事業実施

- 公表情報では、申請者(=回答を受領した事業者)の新事業の概要・申請内容・申請に基づく回答等が確認できる。(平成30年度8月申請以降)
- 事業者の意向に沿わない回答をされた事業者を除くことで、「新事業活動実施時の効果」・「制度面を除いた事業実施までの課題」を掘り下げて調査できる。

規制の サンドボックス 制度

事前相談 申請 認定 実証実施 規制の見直し 事業実施

- ◆ 公表情報では、認定された事業者の新事業の内容や実証の目標等が確認できる。
- 認定された事業者を対象とすることで、「新事業活動実施時の効果」・「実証実施のメリット」・「規制の見直しや事業実施までの課題」を掘り下げて調査できる。

新事業特例 制度

規制の見直し 特例措置の 回答 事前相談 事業実施 検討・申請 認定 計画策定·申請 特例措置の創設

- ◆ 公表情報では、事業者からの要望や回答内容、特例措置の内容等が確認できる。(申請者はいずれも規制の見直し・特例措置実施の回答を得ている。)
- 認定を受けた事業者等を対象とすることで、「新事業活動実施時の効果」・「特例措置整備のメリット」・「事業実施までの課題」を掘り下げて調査できる。

公開情報から確認できる内容

アンケート対象

# (2) - ①三制度活用効果分析

【アンケート調査】 調査結果(概要)

## 【アンケート調査】調査結果(概要)

# 回答概要・回答者の属性|制度活用事業者数とアンケート送付数・回答数

■アンケートを送付した事業者の約3割、50社から回答が得られた。特に規制のサンドボックス制度を活用した事業者 からの回答率が高かった。

## 制度活用事業者数とアンケート送付数、回答数

	三制度合計	グレーゾーン解消制度 	規制のサンドボックス制度	新事業特例制度
①アンケート送付先 事業者数	161	121	25	15
②アンケート回答 事業者数	50	34	14	3
③アンケート回答率 (②/①)	31%	28%	60%	20%

※:複数制度を活用した事業者がいるため、三制度の合計は、各制度の合計と一致しない。

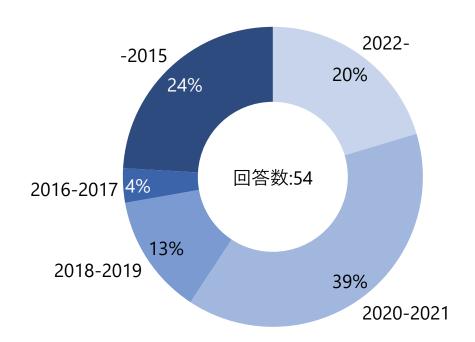
## 【アンケート調査】調査結果(概要)

# 回答概要・回答者の属性|制度に申請した時期

■2015年以前・2020年以降に制度を活用した事業者からの回答数が多かった。

## 制度に申請した時期

Q. 制度に申請した時期を教えてください。



※:回答した事業者数は、50社だが、複数回制度を活用した事業者がいるため、案件数としては合計54件である。

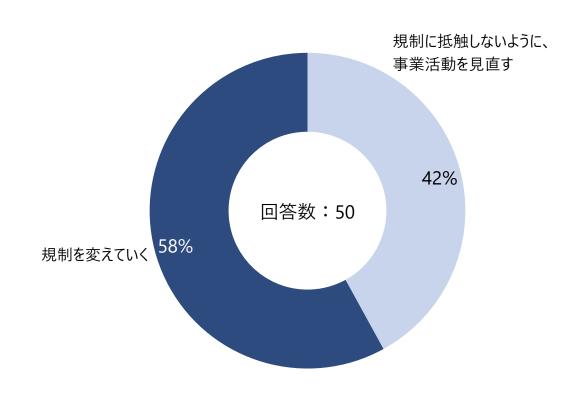
## 【アンケート調査】調査結果(概要)

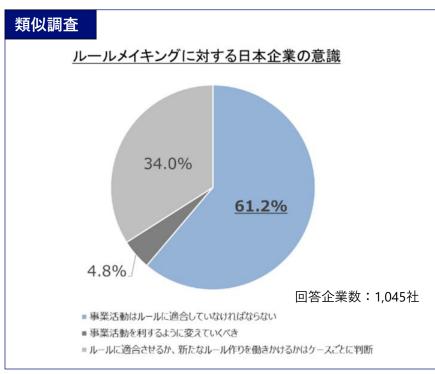
# 回答概要・回答者の属性|規制改革に対する意識

■制度を活用した事業者は、類似調査と比較すると、「事業者の規制を変えていく」意識が強いと考えられる。

#### 規制改革に対する意識

Q.今後、新しく始めようとしている事業活動が規制に沿わない場合の姿勢として、より当てはまる方をご回答ください。





出所)経済産業省「社会課題解決型の企業活動に関する意識調査 |

# (2) - ①三制度活用効果分析

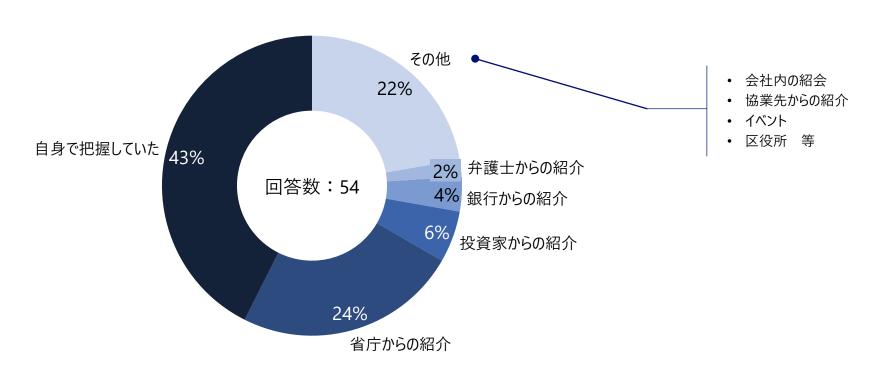
【アンケート調査】 調査結果

# 制度活用状況|制度を知ったきっかけ

■ 制度を知ったきっかけとしては、「自身で把握していた」という回答が多く、次いで「省庁からの紹介」という回答が多 かった。

## 制度を知ったきっかけ

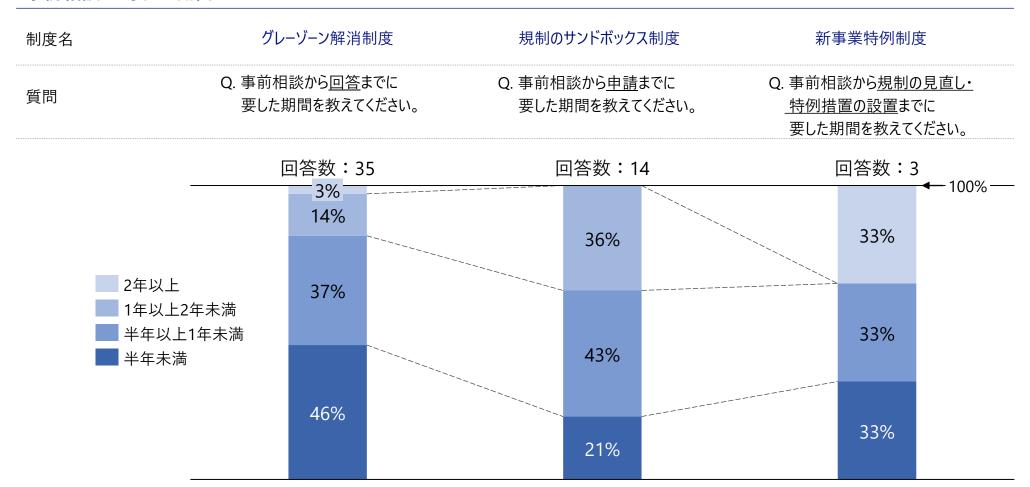
Q. どのように三制度を知りましたか。



# 制度活用状況|事前相談から要した期間

■ グレーゾーン解消制度では、事前相談から回答までが「半年未満」であったという回答が、サンドボックス制度では、申 請までが「半年以上1年未満」という回答が最も多かった。

## 事前相談から要した期間

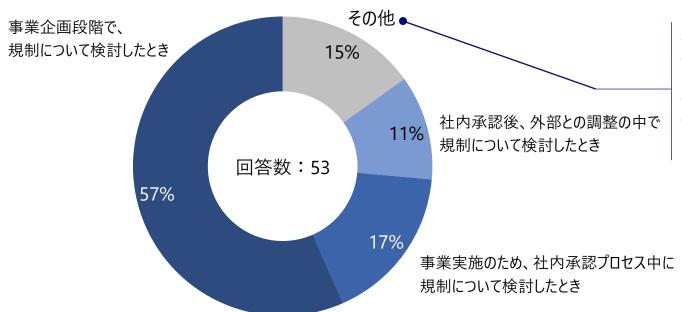


# 制度活用状況|制度を活用したタイミング

■ 制度を活用したタイミングとしては、「事業企画段階で、規制について検討したとき」という回答が過半数であった。

## 制度を活用したタイミング

Q.制度を活用したタイミングとして当てはまるものを教えてください。



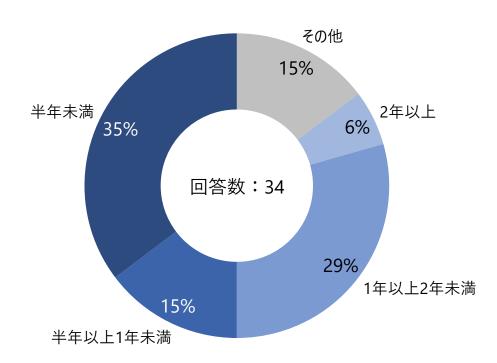
- 保健所毎に見識が違ったとき
- 現行法に対応した商品ではユーザーニーズを 満たしきれなかったとき
- 販路を増やすとき
- 以前からリーガルリスクに不安があり、 制度を知ったとき 等

# 制度活用状況|制度活用してから事業を開始するまでの期間

■制度に申請した時期は、事業を開始する「半年未満」という回答が最も多く、次いで「1年以上2年未満」という回 答が多かった。

#### 制度活用してから事業を開始するまでの期間

Q.制度に申請したのは、事業を開始する何か月前でしたでしょうか。



※:事業化した事業者のみ回答。

# 制度活用の効果|制度活用後の事業の状態と需要の獲得・生産性の向上

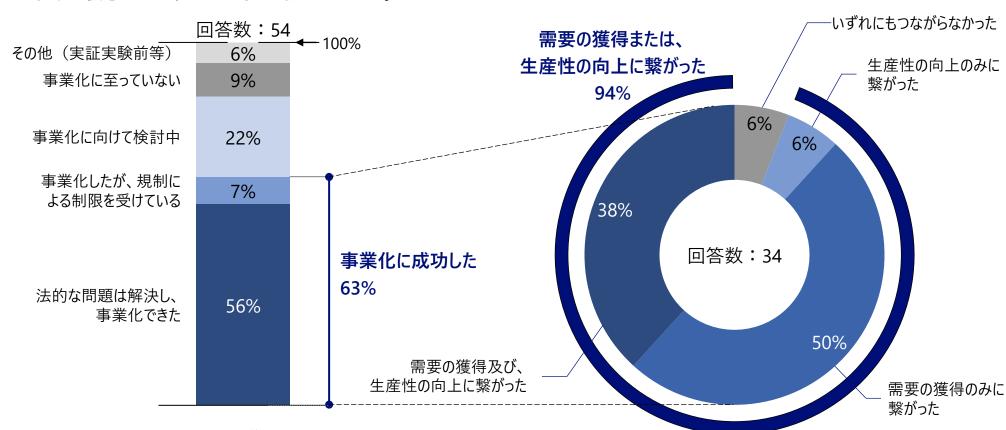
■アンケートに回答した事業者の約6割が既に事業化に成功し、そのうち約9割が需要の獲得、または生産性の向上に 繋がったと回答した。事業者は、三制度を活用した効果を感じている。

#### 制度活用後の事業の状態と需要の獲得・生産性の向上

Q.制度活用後の、

Q.制度の活用により、需要の獲得・生産性の向上※につながりましたか。

事業の状態として当てはまるものを教えてください。

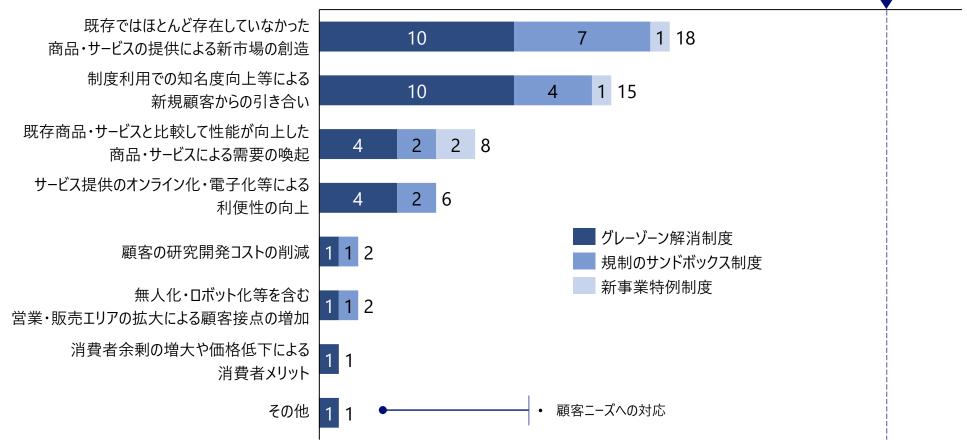


# 制度活用の効果|需要獲得の内容

■ 需要獲得の内容として、「新市場の創造」という回答が最も多く、次いで「新規顧客からの引き合い」であった。副次 的だが、制度の活用が知名度向上等にも繋がっていると考えられる。

## 需要獲得の内容

Q.制度の活用による需要獲得のパターンとして当てはまるものを全てご回答ください。



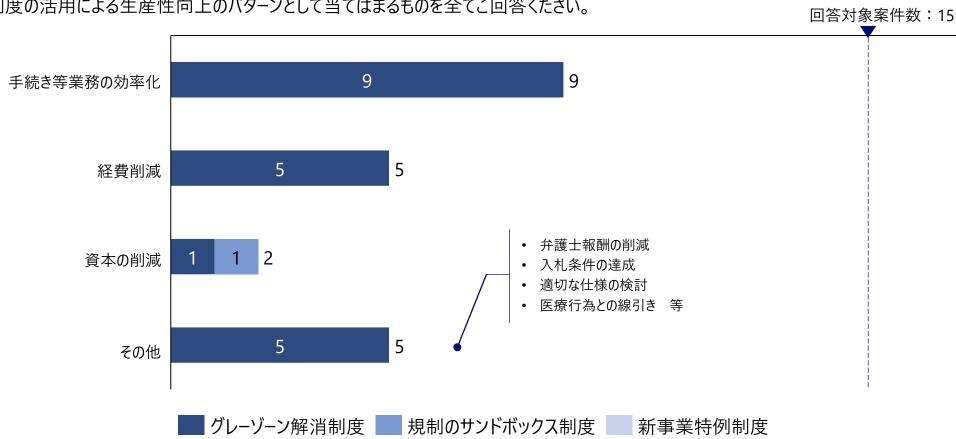
回答対象案件数:30

# 制度活用の効果|生産性向上の内容

■生産性向上の内容として、「手続き業務の効率化」・「経費削減」という回答が多かった。

## 生産性向上の内容

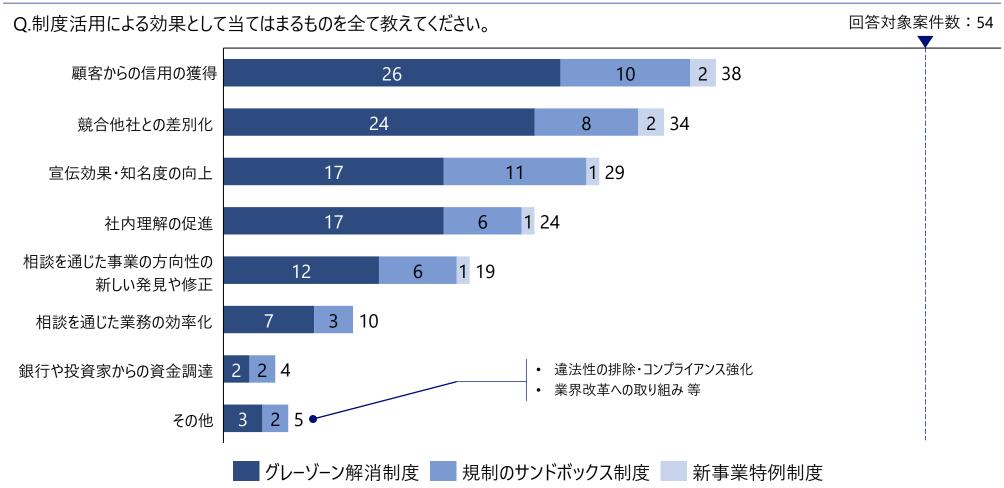
O.制度の活用による生産性向上のパターンとして当てはまるものを全てご回答ください。



# 制度活用の効果|制度活用の副次的効果

■事業化の成否によらず、制度活用により、「顧客からの信用の獲得」・「競合他社との差別化」・「宣伝効果・知名 度の向上」といった副次的な効果を半数以上の事業者が感じている。

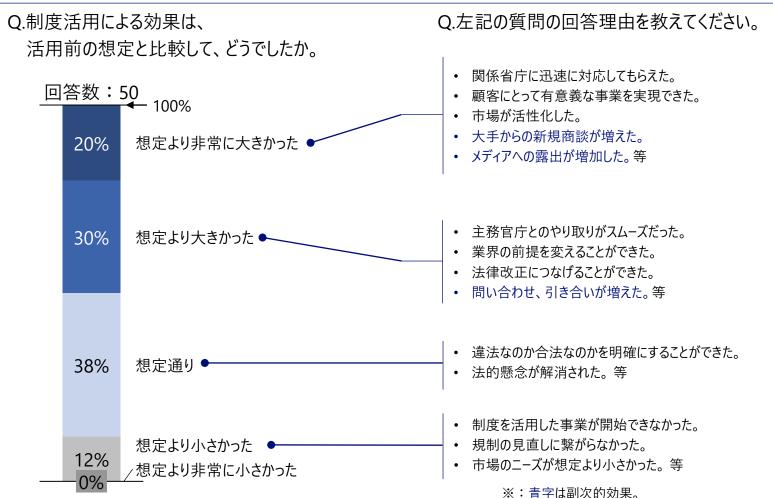
#### 制度活用の副次的効果



## 制度活用の効果|制度活用前の期待と実際の制度活用の効果

■制度活用の効果が「想定より大きかった・非常に大きかった」と回答した事業者が約半数であり、副次的な効果が 挙がったことが主な回答理由となっていた。

#### 制度活用前の期待と実際の制度活用の効果

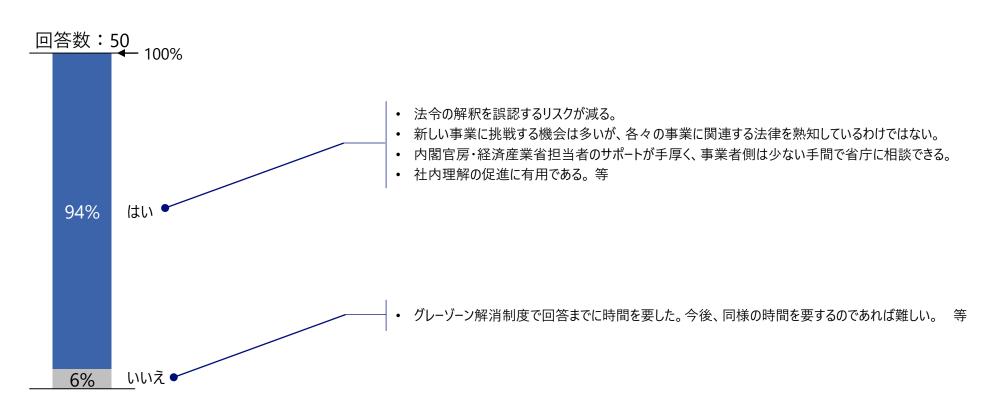


# 制度活用の効果|制度のリピートについて

■ほとんどの事業者において、機会があれば再度制度を活用したいという回答であった。「スピード感の不足」を理由に、 再度活用することは難しいという回答もあった。

#### 制度のリピートについて

Q.今後機会があれば、 制度を再度活用したいと思いますか。 Q.左記の質問の回答理由を教えてください。

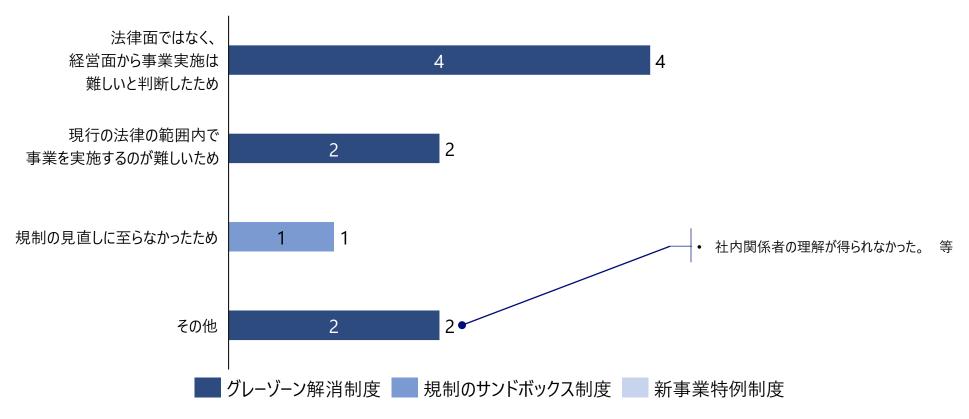


# 制度活用の効果|新事業の創出に繋がらなかった理由・制約を受けている理由

■ 新事業の創出に繋がらなかった理由としては、「法律面ではなく、経営面から事業実施は難しいと判断したため」とい。 う回答が最も多かった。

#### 新事業の創出に繋がらなかった理由・制約を受けている理由

Q.制度活用後に新事業の創出に繋がらなかった理由、もしくは制約を受けている理由として最も当てはまるものを教えてください。

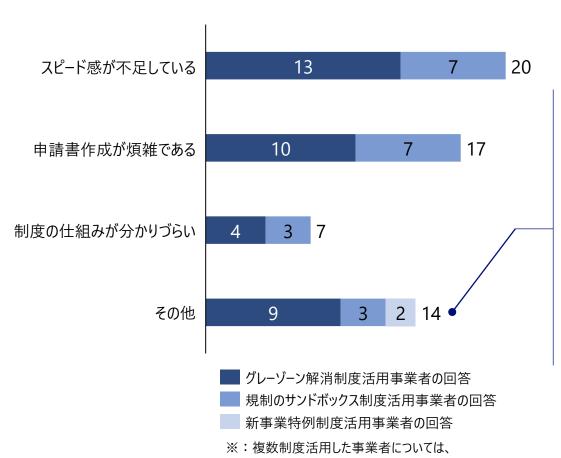


# 制度の課題や今後に向けての改善点|制度を利用して感じた課題

■制度の課題として、「スピード感が不足している」・「申請書作成が煩雑である」という回答が多かった。「関係省庁 間・省庁内の連携不足」を指摘する回答もあった。

#### 制度を利用して感じた課題

Q.制度を利用して感じた課題として当てはまるものすべてにご回答ください。(回答対象:全事業者50社)



先に活用した制度の活用事業者として分類

- 関係省庁間・省庁内の連携不足
  - 内容が省庁を跨ぐ場合、利用しにくいと感じた。
  - 規制所管省庁の力が強く、本来やりたかった実証から 軌道修正が必要となった。
  - 担当者の異動が多く、引き継ぎされていない。等
- 新規事業性の要件の曖昧さ等
  - 新規事業性の要件が曖昧である。
  - 既存事業であっても法的懸念点をクリアしている旨を 解消できる新制度が必要だと感じる。等
- 制度や制度活用結果の周知不足
  - 本制度の周知。
  - グレーゾーン解消制度で解釈が明らかになった場合は、 法的な明確性を高めるためガイドラインを出してほしい。等

# 制度の課題や今後に向けての改善点 制度の認知度や理解を促進するためのアイデア、ガイダンスの共有先・記載すべき情報

■イベントやメディア、WEBでの動画等を通じて、制度を広く周知すべきという意見が挙がった。制度の活用事例の共 有を積極的に行っていくべきだという意見も多く挙がった。

## 制度の認知度や理解を促進するためのアイデア

- Q.制度の認知度や制度理解を促進するための手法について、 アイデアがございましたら、自由記述でご回答ください。
- 周知の方法・場所
  - イベントやセミナーでのプレゼン、メディア露出 (起業家、中小企業関連、 各省庁が参加する業界団体への講習会等)
  - YouTube等動画 (文書やポンチ絵では伝わりにくい)
  - VC、CVC、大企業の新規事業担当役員・法務セクション、 各業界団体、弁護士へのアプローチ等
- 周知すべき内容
  - 活用した事業者の事例紹介
  - 制度の分かり易い説明 (生活者にも浸透させていくべき)
  - 時間や費用対効果等の観点でメリットがあることを訴求等

## ガイダンスの共有先・記載すべき情報

- O.ガイダンスに記載すべき情報や配付すべき共有先として 思いつくものがあれば、教えてください。
- ガイダンスの共有先
  - 弁護士
  - 中小企業診断士
  - 税理士
  - 業界団体
  - J-Startup
- 周知すべき内容
  - 先行事例·成功事例
  - まずは相談してみようと思える内容等

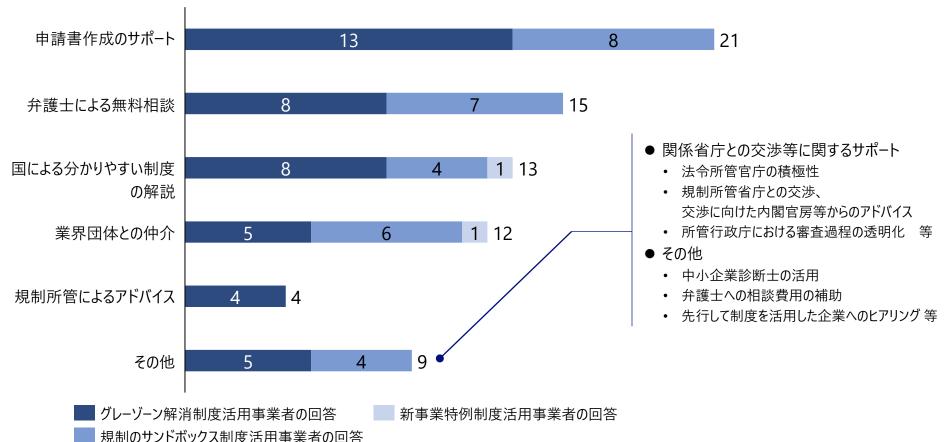
# 制度の課題や今後に向けての改善点|申請時に必要なサポート

※:複数制度活用した事業者については、先に活用した制度の活用事業者として分類

■申請に向けて必要なサポートとして「申請書作成の支援を求める声が多かった。そのほか、「関係省庁との交渉等に 関するサポート」を求める声もあった。

#### 申請時に必要なサポート

Q.申請に当たりどのようなサポートがあるとよいでしょうか。当てはまるものすべてにご回答ください。(回答対象:全事業者50社)



# (2) - ①三制度活用効果分析

【ヒアリング調査】 調査設計

## 【ヒアリング調査】調査設計

# ヒアリング調査の調査設計

#### 調查目的

■ 制度を活用した事業者が感じた需要の獲得/生産性の向上の内容を可能な限り具体化し、 それが制度活用によりどのように得られたか、因果関係を調査することで、制度活用効果を明確化し、制度の周知に繋げる。

## 調査内容

- 制度活用の効果検証を中心に、以下3点をLアリング調査する。
  - 制度活用で可能になったこと、需要の獲得・生産性の向上に繋がった経緯
  - 需要の獲得/生産性の向上の内容
  - 制度の課題・改善点

## 調查対象

■ アンケート調査で、「需要の獲得/生産性の向上を示す定量的な効果 |を回答した事業者を中心とした、 制度活用事業者6社

## 調查方法

■ オンラインミーティング

#### 調查期間

■ 2023年2月上旬から中旬まで実施。

# (2) - ①三制度活用効果分析

【アンケート調査・ヒアリング調査】 調査結果のサマリー

### 【アンケート調査・ヒアリング調査】調査結果のサマリー

### 制度活用効果

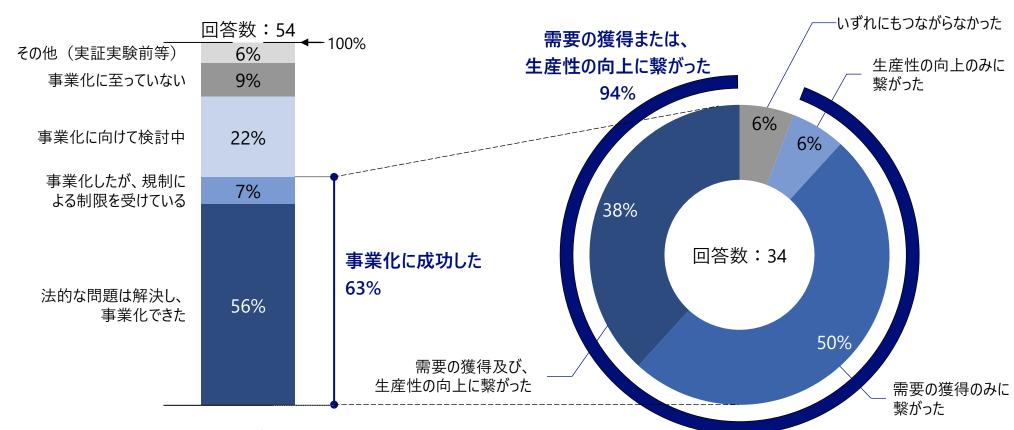
■制度活用が、新事業の創出及び需要の獲得・生産性の向上に繋がっていることが分かった。

#### 制度活用後の事業の状態と需要の獲得・生産性の向上

Q.制度活用後の、

Q.制度の活用により、需要の獲得・生産性の向上※につながりましたか。

事業の状態として当てはまるものを教えてください。

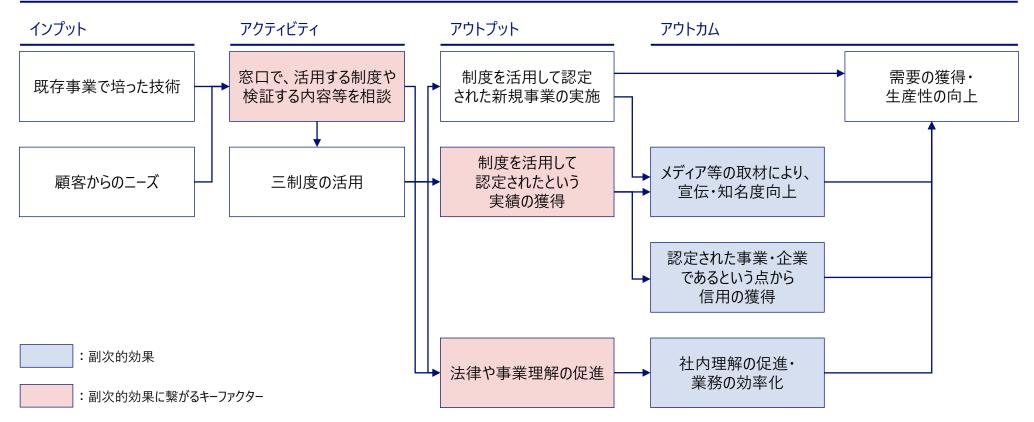


### 【アンケート調査・ヒアリング調査】調査結果のサマリー

### 制度活用と制度活用効果の因果関係分析

- 制度活用により、「制度を活用して認定されたという実績」・「法律や事業理解の促進」に繋がり、副次的効果を生 み出していた。
- ■事前相談で「何を検証するか」、「どの制度を活用するか」等を事業計画に沿って、担当者と議論することが上記に 繋がっていた。

アンケート・ヒアリングを通じて見えてきた制度活用から需要の獲得・生産性の向上までのパターン



# (2) - ②海外事例調査

実施概要

#### - ②海外事例調查

### 実施概要

- 平成30年度産業経済研究委託事業「規制のサンドボックス制度に係る調査」及び令和元年度産業経済研究委託事業「規制改 革による新規事業創造に係る調査」では、海外の規制改革を通じたイノベーション創出に関する調査を実施し、海外では、先進的な 取組・施策が実施されていることが分かった。
- 調査実施時は、各種取組・施策が開始直後であったこともあり、十分に成果や実績が上がっていなかった。そのため、今年度改めて 最新動向を把握することは意義がある。
- 上記より、本パートでは、海外におけるサンドボックス制度を中心とした代表的な規制改革の取組についてデスクトップ調査を行い、最 新動向を把握するとともに、日本の制度のアップデートに活かせる点がないかについて検討を行った。

#### 実施手順

### 海外動向調査

#### デスクトップ調査

● 海外におけるサンドボックス制度を中心 とした代表的な規制改革の取組につい てデスクトップ調査を行う。

### 日本の制度に対する示唆の抽出

#### 比較検証

- 1で収集した情報をもとに示唆(日本の制度 に活かせる点等)を抽出
- 例えば日本と海外の各規制改革制度につき、 実際の利用状況や新たな需要の獲得及び生 産性の向上への寄与度等の比較検証を行う。

### (2) - ②海外事例調査

### 調査設計

- 本年度は、過年度調査時の成果をもとに、海外におけるサンドボックス制度以外も含めた規制改革の取組の最新動向についてアッ プデート調査を実施した。
- なお、調査対象国は、5カ国(アメリカ・カナダ・イギリス・シンガポール・オーストラリア)とした。

#### 調査設計

過年度調査のアップデートを行い、最新動向を把握すること 目的 日本の制度のアップデートに活かせる点を発見すること 対象国 イギリス シンガポール アメリカ カナダ オーストラリア サンドボックス制度 • サンドボックス制度 サンドボックス制度 • サンドボックス制度 • サンドボックス制度 • ノーアクションレター **Better Regulation** • ノーアクションレター Centre for Regulatory Executive Innovation 対象制度 Regulators' Pioneer fund The United Kingdom Regulators Network 制度の概要 調査項目 最新の取り組み状況(利用状況、成果等) 調査方法 文献調査/デスクトップリサーチ

# (2) - ②海外事例調査

調査結果

# 調査結果(アメリカ)

### アメリカ

## サンドボックス制度の概要

- アメリカは、州により制度の整備状況は異なる。ユタ州では、金融・保険分野だけでなく、幅広い分野が対象となるよう2021年に制度が拡張されている。
- イノベーションを起こすためには、誰でも相談できるよう、安価なリーガルサービスを提供することが必要であるという考えのもと、法律業務に関するサンドボック ス制度があるのも特徴的である。

#### アメリカにおける主なサンドボックス制度

	General Regulatory Sandbox(全般)	Utah's legal regulatory Sandbox(法律業務)	
主管機関/ 根拠法	Utah Office of Regulatory Relief/ H.B. 217 Regulatory Sandbox Program Amendments	The Office of Legal Services Innovation An Office of the Utah Supreme Court	
運用時期	2021年5月-	2020年9月-	
申請する メリット・意義	企業家を対象に、州法を免除することで、州の規制の枠を超えた製品・生産方法・サービスを実験的に顧客に提供し、その評価を確認することができる。	弁護士でない人であっても、該当分野の法律の専門知識のもとに法律業務を行う ことができ、法律文書の提出等を、弁護士が関与することなくサービスを提供できる。 これにより安価にサービスが提供される。	
対象 プロジェクト・ 企業	- (特定の業界に留まらずエントリー可能)	以下のような法律実務を管理する事業体が参画できる。  ・ 投資や所有権についても請け負う法律事務所  ・ 技術プラットフォームあるいは弁護士以外のサービスを提供して、法律に関する実務を行う企業体、またはファーム	
申請プロセス	<ol> <li>申請希望者は、事務局にて申請に関する事前相談を行うことができる。</li> <li>申請者はアプリケーションポータルは事前登録の上、オンライン申請を完了する必要がある。</li> <li>提出された申請書類は事務局を通じて規制当局の審査を受ける。</li> <li>申請後、約30日で申請の受理結果が事務局へ通知される。</li> </ol>	<ol> <li>サンドボックス申請ポータルから申請書を提出する。</li> <li>潜在的なリスク評価のため、情報開示が求められている。</li> <li>主管機関は、事業体の申請を評価し、事業体の認可に関してユタ州最高裁判所に勧告を行い、事業体を監視・評価する。</li> <li>サンドボックスにて結果を出した申請者は制度からエグジットして、規制を受けずに営業活動を続行できる。(引き続き監視下には置かれる。)</li> </ol>	
その他	適用期間は1年間。(1年間延長可能)	2027年に存続を検討する模様。	

※アメリカでは、上記で紹介した制度以外にも、自治体(州)レベルでサンドボックス制度が設置されている。

#### アメリカ

### ノーアクションレター(SEC No Action Letter)の概要

- The U. S. Securities and Exchange Commission(SEC)は、特定の製品、サービス、または活動が連邦証券法の違反を構成するかどうかわからない、 個人または組織を対象に、ノーアクションレターを提出できる窓口を設置している。
- ノーアクションレターの機能は、規制の抵触に関する確認であり、確認の結果はホームページ上で公開されている。

#### WEBページ上に公開されている内容

- **Division of Corporation Finance** (企業財務部門)
  - ✓ 1933年証券法、1934年証券取引所法等に関する照会。
- **Division of Investment Management** (投資運用部門)
  - ✓ 会計、信託、有価証券、広告、顧問契約等に関する照会
- **Division of Trading and Markets** (貿易市場部門)
  - 帳簿、記録、顧客保護規則等に関する照会
- Office of the Chief Accountant (主任会計士事務所)
  - 会計士からワーキンググループや委員会等に対する書面 回答の一覧

#### 回答内容の公開イメージ

#### Division of Investment Management Staff No-Action and Interpretive Letters

Important Note: This page contains Division of Investment Management no-action letters dated on or after January 1, 1993. Division of Investment Management no-action letters issued before that date may be obtained for a copy and processing fee. Please refer to information on How to Request

- Subject Categories
- . Subject Category List of No-Action Letters
- · Alphabetical List of No-Action Letters
- Chronological List of No-Action Letters

A non-exhaustive list of no-action letters and other staff statements that have been modified or withdrawn is available on our Modified or Withdrawn Staff Statements webpage

The no-action and interpretive letter web intake form and specific procedures for submitting requests can be found here; https://www.sec.gov/forms/im-no-action

#### **Subject Categories**

- 12b-1 Fees
- 12b-1 Plans Accountingel

- · Acquisition of Securities in Affiliated Underwriting
- Advertising Investment Advisers
- · Advisory Contracts
- Advisory Fees
- Advisory Representatives Affiliated Persons
- . Affiliated Transactions Money Market Fund Letters
- · Affiliated Transactions Other
- Agency Cross Transactions
- Aggregated Transactions
- Annuity Contracts

過去の回答結果はカテゴリ別に公 開されており、自由に閲覧することが できる

回答者、回答日、回答結果が 手紙(レター)のような形式で 書かれている

Dodd-Fran

February 1, 2012

Response of the Office of Structual Fin Division of Corporation Finance

Incoming letter dated January 27, 2012

Capitalized terms used in this response have the same meaning as defined

Pursuant to Section 943 of the Dodd-Frank Act, Rule 15Ga-1 requires securitizers of asset-backed securities to disclose fulfilled and unfulfilled repurchase requests.

We understand that issuers of Ginnie Mae MBS provide disclosure related to repurchase activity and information about those repurchases is publicly available on a website maintained by Ginnie Mae, on a monthly basis, that is generally comparable to the disclosure that would be required by Rule

Based on the facts presented, the Division's views are as follows

The Division will not recommend enforcement action to the Commission if

- 1. continues to report Ginnie Mae MBS repurchase activity to Ginnie Mae and the information continues to be publicly available on a website maintained by Ginnie Mae on a monthly basis:
- 2. does not file a Form ABS-15G with respect to the three-year period ending December 31, 2011, if the only issuance of asset-backed securities during the three-year period was of Ginnie Mae MBS;
- 3. does not file a Form ABS-15G with respect to any future quarterly period, if the only asset-backed securities outstanding during such period that had been securitized by the issuer are Ginnie Mae MBS;
- 4. in cases where it is otherwise obligated to file Form ABS-15G. excludes from the required table each Ginnie Mae MBS that would otherwise be required to be listed by Rule 15Ga-1(a)(1) and instead includes a statement that it is an issuer of Ginnie Mae MBS and provides the tabular disclosures required by Rule 15Ga-1(a)(1) with respect to any specific Ginnie Mae MBS issuance for which there was repurchase activity during such period. If there was no activity during such period, then the issuer may state that it had no activity to report for the respective period.

This position is based on the representations made to the Division in your letter. Any different facts or conditions might require the Division to reach a different conclusion. This response expresses the Division's position on enforcement action only, and does not express any legal conclusions on the questions presented.

Sincerely.

Rolaine S. Bancroft Senior Special Counse

- サンドボックス制度(General Regulatory Sandbox)
  - Governor's Office of Economic Opportunity "UTAH OFFICE OF REGULATORY RELIEF" (https://business.utah.gov/regulatory-relief/)
  - Utah State Legislature "H.B. 217 Regulatory Sandbox Program Amendments" (https://le.utah.gov/~2021/bills/static/HB0217.html)
  - Governor's Office of Economic Opportunity "Application Questionnaire & Demonstration Proposal" (https://business.utah.gov/wpcontent/uploads/Regulatory-Sandbox-Application.pdf)
- サンドボックス制度 (Utah's legal regulatory Sandbox,)
  - The Office of Legal Services Innovation An Office of the Utah Supreme Court "The Office of Legal Services Innovation" (<u>Utah Office of Legal Services</u> Innovation | A Office of the Utah Supreme Court (utahinnovationoffice.org))
  - The Office of Legal Services Innovation An Office of the Utah Supreme Court "December 2022 Activity Report" (December 2022 Activity Report | Utah Office of Legal Services Innovation (utahinnovationoffice.org))
- ノーアクションレター
  - SEC "No Action Letter" (https://www.investor.gov/introduction-investing/investing-basics/glossary/no-action-letters)
  - 野村資本市場研究所「ノー・アクション・レターの実態」(http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/1998/1998sum06.pdf)

# 調査結果(カナダ)

## サンドボックス制度の概要

- カナダでは、分野別にサンドボックス制度が整備されており、代表的なサンドボックス制度として、金融分野に関する「CSA Regulatory Sandbox」がある。 この制度は、事業者が各州の証券法の登録・免除を受けられるという内容であり、特例措置に近い。
- カナダでは、他にも自動航行等に関するサンドボックス制度がある模様。

#### カナダにおける主なサンドボックス制度

	CSA Regulatory Sandbox(金融)			
主管機関	the Canadian Securities Administrators (CSA)			
運用開時期	2017年2月-			
申請する メリット・意義	証券法による登録、および要件の免除を受けることができる。通常よりも迅速かつ柔軟にカナダ市場全体で商品、サービス等の実験を行うことができる。			
対象 プロジェクト・ 企業	企業の規模は問わず事業計画および潜在的な投資家の利益 (投資家のリスクを最小限に抑える方法を含む) について説明できる必要があり、以下のような事業体・プロジェクトを想定している。  • クラウドファンディングポータル、オンラインレンダー、エンジェル投資家ネットワーク、または証券取引およびアドバイスのためのその他の技術革新を含むオンライン プラットフォーム  • 取引または推奨に人工知能を使用するビジネスモデル・暗号通貨または分散型台帳技術に基づくベンチャー			
申請プロセス	<ol> <li>事前相談:地元の証券規制当局に連絡することで、企業のビジネスモデルと証券法の問題についてディスカッション機会を持つことができる。証券規制当局は、各ビジネスモデルを分析する。</li> <li>申請前協議:地元の証券規制当局に対してビジネスモデルを提出する。当局によるレビューと面談が行われ、規制免除の必要な要件について確認する。</li> <li>申請:申請者は地元の証券規制当局に申請書を提出し、規制要件からの免除を取得する。証券規制当局はアドバイザーによる支援を提供し、必要に応じて申請者とその弁護士にたいして申請書の準備をサポートすることもある。</li> <li>レビュー: CSAが申請書を審査する。</li> <li>テーラー: CSAがサンドボックス制度で会社に適用される制限と条件を決定する。</li> <li>オペレーション:申請者が適用条件に同意した場合、CSAのサンドボックス制度の下で一定期間運営する認可が下りる。</li> </ol>			
その他	-			

※上記以外にも、国や自治体(州)レベルでサンドボックス制度を設置している場合がある。

### カナダ

# サンドボックス制度の実績(CSA Regulatory Sandbox)

- CSA Regulatory Sandboxでは、2023年1月現在で、13件以上採択している。
- どのような適用条件で運営が許可されたかをCSAのホームページ上から確認することができる。

#### CSA Regulatory Sandboxの実績(一部)

申請者	事業概要	事業説明	認定・事業開始等
3iQ Corp	暗号通貨(ビットコイン 等)への投資ファンド	<ul> <li>これまでカナダには存在していなかった、暗号通貨(ビットコイン、イーサリアム、ライトコインのみ)に投資する投資ファンドの設立が認められた。</li> <li>2021年には、ビットコイン投資信託の運用額800億円を超え、中東にも進出している。</li> </ul>	事業開始:2018年1月
BLOCKFILM INC	映画への投資プラット フォーム	<ul> <li>映画のプロジェクトに投資できるようなプラットフォームを提供するビジネスが認められた。</li> <li>資金提供を求める側とそれに投資する認定投資家、映画を視聴し、寄付することができるファンに分かれる。</li> </ul>	事業開始:2021年3月
ANGELLIST ADVISORS, LLC	スタートアップに投資する プラットフォーム	<ul> <li>ベンチャーキャピタルやエンジェル投資家とイノベーターを繋ぐプラットフォーム「エンジェルリスト」を提供するビジネスが認められた。</li> <li>Stripe、SpaceX等の有力なユニコーンも「エンジェルリスト」を通じて資金調達を受けている。</li> </ul>	事業開始:2016年10月

出所)CSA"CSA Regulatory Sandbox / Crypto Asset Trading Platform Decisions"等より、NRI作成

### Centre for Regulatory Innovationの概要

- Centre for Regulatory Innovation (CRI) とは、規制当局と規制システムが技術の進歩に追いつくのを支援することを目的に、 Treasury Board of Canada Secretariat (カナダ財務省) の規制関連部門の一部として設置された省庁横断型の組織である。
- CRIは、" Fall Economic Statement 2018"で設立が宣言された。企業と政府が協力して、消費者の信頼を損なわない範囲で、イノ ベーションを促進するような規制実験アプローチを開発および実施できるようにするために、5年間で最大1,140万ドル、継続して年間 320万ドルを提供することを提案している。

#### CRIのサポート内容

- expand their knowledge of innovative approaches in a regulatory context (規制の文脈における革新的なアプローチに関する知識を広げる)
- increase their ability to explore innovative approaches to regulatory decision making, such as experimentation (実験などの規制上の意思決定への革新的なアプローチを探求する能力を高める)
- connect with and learn from regulators working on similar approaches or projects (同様のアプローチやプロジェクトに取り組んでいる規制当局とつながり、そこから学ぶ)
- respond to regulatory challenges associated with technological change (技術変化に伴う規制上の課題への対応)
- provide regulatory support and advice to industry innovators that are trying to bring applications of new and emerging technologies into the Canadian marketplaceDivision of Corporation Finance (新しいテクノロジーのアプリケーションをカナダ市場に持ち込もうとしている業界のイノベーターに規制サポートとアドバイスを提供 する)



### CRIの取り組み例:Regulatory Experimentation

- regulatory experimentationは、規制当局が規制に関する意思決定を行う際に直面する不確実性を軽減するためのエビデンスや 情報を生成することを目的とした取組である。「規制に関する意思決定を支援する」という点に特徴がある。
- CRIは、本取り組みを通じて、規制当局に規制実験の開発に関するリソース、アドバイス、専門知識を提供している。

#### regulatory experimentationの一例

- 限られた製品、地域、ユーザーを対象とした規制案の実験
  - ✓ 【原文】

"a proposed set of regulations for a limited number of products, in a limited area, or for a limited group of users"

- 新製品またはイノベーションが既存の規制制度でカバーされてい るかどうか、既存の規制がどのように適用されるか、新しい規制 が必要かどうかの検証
  - 【原文】

"whether a new product or innovation is covered in an existing regulatory regime, how existing regulations would apply, and whether new regulations are required"

- 業界、規制、市民への影響を規制当局に通知する革新的な アプローチまたは技術
  - ✓ 【原文】

"an innovative approach or technology to inform regulators on the potential impacts on industry, regulation, and citizens"

#### 主な実績

- Light sport aircraft
  - ✓ 現状、小型航空機をパイロットの訓練に活用することは、 排気や騒音等の問題により規制上認められていない。
  - 本実験は、小型航空機がパイロットの訓練に効果的か 検証し、規制の見直しに繋げることを目指している。
- Digital credentials and wallets
  - カナダ政府において、デジタル資格情報とウォレットの普 及率を上げることを目的に、ステークホルダーの習熟度や 知見を高めるのに最も効果的な指導方法の検証を行っ ている。
- Supply chain transparency and labelling for chemicals in products
  - ✓ 化学物質の健康や環境への影響を見える化することを 目的に、サプライチェーンの透明性と製品中の化学物質 のラベリングを普及させる取り組みを、ワークショップ等を 诵じて進めている。

### CRIの取り組み例: Regulators' Experimentation Toolkit

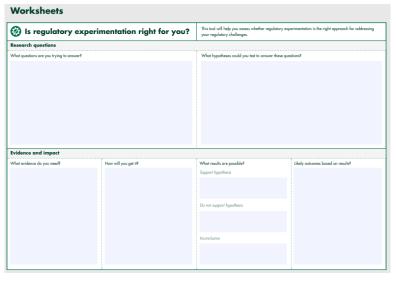
- Regulators' Experimentation Toolkitとは、規制当局がRegulatory Experimentationを設計し、実行できるように、実務的なガ イダンスを提供する資料である。本資料は、CRIのWEBページ上に無料で公開されている。
- 本資料を読むことで、Regulatory ExperimentationだけでなくRegulatory Sandboxに関する知識も深めることができる。各取り組 みごとに、定義、自身に必要な取り組みか、仮に取り組みを進める場合に何をすればいいのか等の情報を網羅的に記載している。

#### 表紙と目次



#### 第二章(Regulatory experiments)の記載内容例

- Regulatory Experimentsの定義
- Regulatory Experimentsでできること/メリット
- Regulatory Experimentsの必要性(Work Sheetあり)
- Regulatory Experimentsの具体的な方法(複数オプションあり)



- サンドボックス制度 (CSA Regulatory Sandbox)
  - CSA "CSA Regulatory Sandbox" (https://www.securities-administrators.ca/resources/regulatory-sandbox/)
  - CSA "CSA Regulatory Sandbox / Crypto Asset Trading Platform Decisions" (https://www.securities-administrators.ca/resources/regulatorysandbox/decisions/)
  - 3iQcorp The Bitcoin Fund公式ページ(https://3ig.ca/the-bitcoin-fund-gbtcu-gbtc)
  - Block Film公式ページ (https://blockfilm.io/)
  - AngelList公式ページ (https://www.angellist.com/)

#### Centre for Regulatory Innovation

- CRI "Centre for Regulatory Innovation: Who we are" (https://www.canada.ca/en/government/system/laws/developing-improving-federalregulations/modernizing-regulations/who-we-are.html)
- CRI "What is regulatory experimentation?" (https://www.canada.ca/en/government/system/laws/developing-improving-federal-regulations/modernizingregulations/regulatory-experimentation.html)
- CRI "Regulators Experimentation Toolkit" (https://wiki.gccollab.ca/images/6/6b/CRI Regulators%27 Experimentation Toolkit.pdf)

# 調査結果(イギリス)

# サンドボックス制度の概要(1/3)

■ イギリスでは、分野別にサンドボックス制度が整備されており、代表的なサンドボックス制度として、金融分野に関する「FCA Regulatory Sandbox」がある。

#### イギリスにおける主なサンドボックス制度(1/3)

	Regulatory Sandbox(金融)		
主管機関	Financial Conduct Authority (FCA)		
運用時期	2016年6月-(コホートとして始まり、2021年8月より通年公募となった。)		
申請する メリット・意義	FCA管理下で製品やサービスを実験し、ビジネスモデルが消費者にとって魅力的かどうか、当該テクノロジーが市場でいかに機能するかを合法的な範囲でテストすることができる。これにより、低コストかつ短い期間で市場投入することができる。消費者保護のセーフガード設定や実証時のパートナー選定について、FCAからサポートを受けられる。また、サンドボックスツールを活用して、どの規制に抵触しうるかについてもアドバイスを受けることができ、場合によっては、規制改革に繋げることができる。		
対象 プロジェクト・ 企業	英国の金融サービス市場でイノベーションを英国の消費者または企業に提供しようとしているテクノロジー企業を対象とする。		
申請プロセス	<ol> <li>申請書をオンラインで提出し、審査が実施される。(2-3週間)</li> <li>申請内容が基準を満たす場合、FCAによるパネルレビューが実施される。(8-12週間)</li> <li>認可された場合、サンドボックスツールが発行される。(制限付きの認可となった場合は、別途申請が必要となり6-12か月程度を要することがある)</li> <li>サンドボックス環境下でのテストを実施。(最長6ヶ月)</li> <li>サンドボックス終了後、テスト結果に関するレポートを提出。</li> <li>テスト成功となった場合には、当該のファームを規制除外とするための申請を行うことができる。</li> <li>※過去調査によれば、申請前の段階で事前相談が実施されている。</li> </ol>		
その他	サンドボックス制度の課題として、以下のような点が挙がっている。 <ul><li>「実証された技術の需要が低かった」、「サンドボックス制度の目的に対する誤解がある」、「アドバイザリー制度に頼ることで、事業者の知識が向上しない」等</li></ul>		

※上記以外にも、国や自治体(州)レベルでサンドボックス制度を設置している場合がある。

# サンドボックス制度の概要(2/3)

■ イギリスでは、金融分野以外にも、エネルギー分野や個人情報に関するサンドボックス制度もある。

#### イギリスにおける主なサンドボックス制度(2/3)

	Regulatory Sandbox(エネルギー)	the United Kingdom's Information Commission Office sandbox(個人情報)
主管機関	Office of Gas and Electricity Market(Ofgem)	Information Commissioner's Office (ICO)
運用時期	2020年8月-	βフェーズ:2019年9月 - (本施行:2021年 3 月 - )
申請する メリット・意義	トライアル段階では、ガイダンス/オーダーメイドの規制指導・優遇、不確実性のある活動についての確認等のサポートを受けることができる。 業界規範から一時的な特例を受けることができる。 市場参入段階では、規制に準拠しないことが一時的または恒久的に、認められる。	ICOの専門知識とサポートへのアクセスが可能になる。また、データ保護へのアプローチにおいて説明責任が求められることから、消費者の信頼が高まる。 サンドボックス参加期間に、製品またはサービスの開発の結果としてデータ保護法に不注意で違反したとしても、すぐに規制措置につながるものではないことを示す援護処置が適用される場合もある。
対象 プロジェクト・ 企業	エネルギー市場で新しい製品、サービス、ビジネスモデル等をローンチ、また はテスト準備ができているが、市場規制が障害となっているイノベーター等	データ処理が英国のデータ保護法の管轄下にあり、英国のデータ保護法の下で、個人データ を使用して革新的な製品やサービスを開発しようとしている組織等
申請プロセス	<ol> <li>申請受理の確認(3営業日以内)</li> <li>トリアージ:申請内容のチェック(最大5営業日)</li> <li>詳細な評価(3~4ヶ月半後には最終決定を出すことを目標としている)</li> </ol>	1. 関心表明(Expression of Interest)に記入し、メールで事務局に提出する。 2. 事務局が資料を受領してから 4 週間以内に審査結果がすべての申請者に通知される。 提案内容が規制分野と一致していると判断された場合は、Sandboxチームからの連絡があり、提案内容について詳細を話し合う場が設けられる。 3. 申請に成功すると、開発時期についての通知がある。
その他	_	<ul> <li>β版の実施状況から、サンドボックス本施行段階では下記の点が修正された</li> <li>ICOの戦略的目標と連携して、フォーカスする対象を絞ること。また、この対象を定期的に見直すという運営方法。</li> <li>関心表明段階を導入することで、潜在的なサンドボックス参加者との事前のエンゲージメントを高める。</li> </ul>

※上記以外にも、国や自治体(州)レベルでサンドボックス制度を設置している場合がある。 出所) Ofgem "Regulatory Sandbox Repository"等より、NRI作成

## サンドボックス制度の概要(3/3)

- イギリスでは、金融分野に関する先進的な取組として、複数の規制省庁で協力することを目指す「Cross-sector regulatory sandbox」及び、企業に対し て「クロスボーダーソリューションを試用する環境」を提供することを目指す「Cross-border testing」がある。
- 前者に関しては、2019年以降動きがないが、後者については、直近までコホートで実施されており、今後のレビューにより、制度の運用が変更されうる。

#### イギリスにおける主なサンドボックス制度 (3/3)

	Cross-sector Sandbox	Cross-border testing (CBT, Global Sandbox)
主管機関	FCA	FCA、Global Financial Innovation Network(GFIN)
運用時期	運用前(2019年8月に、call for input(意見公募)を実施)	パイロット:2019年1月-10月 コホート:2020年10月-2021年12月
申請する メリット・意義	近年、分野横断型のサービスが増加していることから、分野横断型のサンドボックス制度を提供することで、より革新的なサービスの創出につながる。	革新的な技術や提案を持った会社が小規模ながら制御可能な環境で実証実験を行うことができ、複数の業界にまたがるビジネスモデルを持つ企業が参加することで、政府による規制要件の設定に影響を関与することできる。
対象 プロジェクト・ 企業	AIやDLT等の振興技術を既存産業と組み合わせたサービスを想定	革新的な金融商品あるいは金融ソリューションを国内外複数の法的領域にわたってサービスをテストすることに興味がある企業(一か国のみでテストを行いたい場合はCBTの対象外。その国の規制当局に個別に申し込む必要がある。)
申請プロセス	_	パイロットでの反省を基にコホートでは、以下の通りの申請プロセスとなっている。  1. GFINが窓口業務を集約し、各規制機関との連携を図る。(パイロットでは、各国HPに記載されていたため、情報が錯綜した。)  2. 申請様式については一形式であり、応募者は1度に複数のサンドボックス制度に応募できる。(パイロットでは共通の認定フォーマットがなく、各国ごとに合わせる必要があった。)  3. 応募のあった提案は、GFINに参加する各国の規制当局が各国の規制と照らし合わせて審査を行った。
その他	call fort inputで、個人情報関連のサンドボックス制度を実施するICOから 好意的な回答を得ているが、その後動きはない。	各国のサンドボックス制度の要件が異なるため、全ての基準をクリアすることが難しかった。

※上記以外にも、国や自治体(州)レベルでサンドボックス制度を設置している場合がある。 出所) Financial Conduct Authority "Call for Input: Cross-Sector Sandbox" 等より、NRI作成

# サンドボックス制度の実績(FCA regulatory sandbox)

■「FCA Regulatory Sandbox」は、制度開始以来、550件を超える申請があり、170件以上採択されている等、実績が豊富である。

#### FCA regulatory sandboxの実績(一部)

申請者	事業概要	事業説明	事業開始•認定等
日立ヨーロッパ	持続可能な金融プラットフォーム	• 「持続可能な金融プラットフォーム」は、投資家や貸し手とプロジェクトオーナーとの「マッチング機能」を通じて、グリーンプロジェクトに対する資金動員を促進することを目的としている。プロトタイプでは、IoTを活用してグリーン資産の運用情報を伝達し、ブロックチェーンで透明性と安全性を高めている。	認定:2020年
Orca	P2P投資アグリゲーション プラットフォーム	<ul> <li>P2Pローンの分散ポートフォリオへの投資を促進するP2P投資アグリゲーションプラットフォーム。</li> </ul>	認定:2017年
ZipZap	クロスボーダー送金プラッ トフォーム	<ul><li>デジタル通貨経由など、最も効率的に目的地に到達する手段を選択するクロスボーダー送金プラットフォーム。</li></ul>	認定:2017年

出所) FCA "Regulatory Sandbox accepted firms" より、NRI作成

### Better Regulation Executive (BRE) の概要

- Better Regulation Executive (BRE) とは、Department for Business, Energy and Industrial Strategyに設置されている、省庁横断で規制改革に 関する取り組みを行う部署である。
- BREは省庁と協業し、規制コストの評価と必要に応じてその削減、規制の合理化及び事業者に対する負担の減少を行っている。

#### BREの組織構造

#### 関連組織1: **Better Regulation Executive**

Department for Business, Energy and Industrial Strategy

**Better Regulation Executive** 

- Better Regulation Executiveとは、 Department for Business, Energy and Industrial Strategy (日本でいう経済産 業省に相当)に属する組織であり、省庁 横断でBetter Regulationを実現する際の リーダーシップを取ることを目的に設置されて いる組織である。
- 主な業務として、Better Regulationのフ レームワークに関するガイダンスの発行、年間 の活動レポートの発行、BRUに対する助言 及び支援等がある。

#### 関連組織②: **Better Regulation Unit**

各省庁

**Better Regulation Unit** 

- Better Regulation Unitとは、Better Regulationに関わる取り組みの俯瞰や Better Regulationの要件を満たすための アドバイスをすることを目的とした、各省庁 内に設置されている組織である。
- BREが規定している"Better Regulation Framework"では、各省庁に対してBRUと 事前に調整することの必要性について指導 している。

#### 関連組織③: **Regulatory Policy Committee**

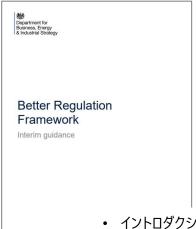
Regulatory Policy Committee

- Regulatory Policy Committeeとは、政 府から独立した組織であり、エビデンスの精 査や規制の変化が事業に与える影響の分 析支援等を行うことを目的としている。
- 以前は、BITレポートの評価やBITの適用除 外が適正に行われているかの確認等を行う 公認の組織であった。

## BREの取り組み例: Better Regulation Framework

- BREは、主要業務の一つとして、Better Regulationのフレームワーク(≒"Better Regulation Framework")に関するガイダンスを発行している。
- "Better Regulation Framework"は、省庁向けに作られており、規制の影響評価等に対応するための方法等が記載されている。

#### "Better Regulation Framework"の概要



March 2020

- イントロダクション
- "Better Regulation Framework"の原則
- Part1:政策プロセスに準拠したガイダンス
- Part2:規制的政策を実施する際の重要検討事項
- 参考資料

#### 記載内容(例):RIAや評価等を行うプロセス

Better Regulation Frameworkは2つのパートに分かれている。第一部では、 政策プロセスに準拠したガイダンスを示しており、第二部では、規制的政策を 実施する際の重要検討事項を明記している。

#### Stage 1: Pre-Consultation

政策オプション の列挙

影響評価

RPC\*1精査 (任意)

DAU\*2による 確認

Stage 2: Pre-implementation

政策オプション の列挙

影響評価 (修正版)

RPC\*1精査

DAU\*2による 確認

\*1 RPC: Regulatory Policy Committee

\*2 DAU: Domestic Affairs & the Union Cabinet Committee

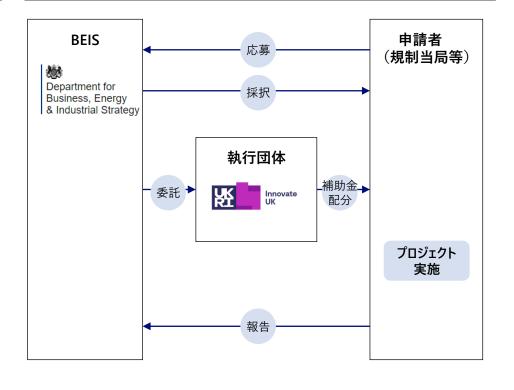
## Regulators Pioneer Fund(RPF)の概要

■ BRE (Better Regulation Executive) では、イノベーション促進を見据えた規制改革を行うためのプロジェクトに対して、 プロジェクト遂行のための予算(補助金)を付けることで、規制省庁に金銭的なインセンティブ付与を行っている。

#### RPFの概要

夕 <del>弘</del>	Dogulators Dianagr Fund (DDF)	
名称	Regulators Pioneer Fund(RPF)	
100	Regulators Pioneer Fund(RPF)とは、イギリスが規制の検討や実験を行う最先端の場所であり続けることを目指し、導入された仕組みである。	
概要 · 目的	イギリスにおいて、イノベーションや投資を促進するような規制環境を実現しようとする、規制当局や地方行政のプロジェクトを支援する。	
	支援を受けたいプロジェクトは、革新的であり、研究・学習・ 実験的アプローチを規制に適用するものでなければならない。	
所管省庁 ビジネス・エネルギー・産業戦略省(Department for Business, Energy & Industrial Strategy; BEIS)  予算 執行団体 (BEISの一部署であるBetter Regulation Executive に わって執行)		
		対象となる 申請者
対象産業	人工知能、データ革命、モビリティ、高齢化社会 等	

#### RPFの仕組み(イメージ)



## Regulators Pioneer Fund(RPF)の応募条件

■ RPF第3ラウンド(応募期間:2022年7月21日~2022年9月29日)における応募条件は以下の通りである。

期間	• プロジェクトと期間は「8か月」または「12~18か月」運用しなければならない。
規模	<ul> <li>8か月プロジェクトの場合、2023年1月までにプロジェクトを開始し、2023年8月31日までに完了しなければならない。</li> <li>12~18か月プロジェクトの場合、2023年9月までにプロジェクトを開始し、2025年2月28日までに完了しなければならない。</li> </ul>
補助金	<ul> <li>個々のプロジェクトは、最大1万ポンドの助成金を申請できる。(予算全体は、最大12万ポンド)</li> <li>プロジェクトが資金調達対象として選択された場合は、プロジェクトの開始日より前に、下請け業者の調達などの採用活動をサポートするために資金を申請できる。ただし、RPFの資金は会計年度に割り当てられ、割り当てられた会計年度に費やす必要がある。</li> </ul>
評価の視点	<ol> <li>野心的であること</li> <li>コラボレーションを行っていること</li> <li>国としての重要イシューに対処していること</li> <li>斬新であること</li> <li>想像的であること</li> <li>体系的であること</li> <li>再現可能であること</li> </ol>
提案の条件(マスト事項)	1. プロセスと結果の適切な記録・評価を行える体系的なアプローチの採用及びKPIの検討 2. BEISがRPF関連のデータに対してフルアクセスできるようにすること 3. RPFプロジェクトの広報、プロモーション活動についてはBEISの承認を得ていること 4. プロジェクトのと重要なインサイトをレポートにまとめ公開知ること 等
その他要件	主として申請できる件数は、プロジェクト期間ごとに2つの申請が上限     第1ラウンドまたは第2ラウンドで提案が成功した場合、このコンテストで同じ提案を提出することはできない。(アップデートが必要)

### Regulators Pioneer Fund(RPF)の評価結果

- The Better Regulation Executive (BRE) 及びKantar Public UKは、2021年3月に、Regulators' Pioneer Fund (第1ラウンド) の成果や課題等をまとめたレポートを公開した。
- 評価結果については、Impact EvaluationとProcess Evaluationの2つに分けて公開している。

Regulators Pioneer Fund(RPF)の評価結果

Impact Evaluation (RPFのアウトプットやアウトカムをロジックモデルに照らし検証)		
【結論】	RPFは各プロジェクトが成果を上げることに対して、大幅に貢献することができた	
RPFの目的	評価結果	
イノベーション促進	<ul><li>新規事業やイノベーションの創出に大きく成功したと考えられる。</li><li>15の新製品、プロセス、サービスがプロジェクトの結果、実証段階に移行している。</li></ul>	
イノベーションの成果が市場に投入されるまで の時間やコストの削減	<ul><li>時間やコストの削減に成功したと考えられる。</li><li>規制当局も自身も、ステークホルダーも時間やコストの削減を実感している。</li></ul>	
企業や投資家の規制に対する理解向上	<ul> <li>18か月のプロジェクトでは成果が測りづらいものの、一定の成果を上げることに成功したと考えられる。</li> <li>ステークホルダーに対して行った調査から成果が一部見えた。</li> </ul>	
消費者の規制に対する理解向上	・ 他の指標と比べて、あまり成果が見られなかった。	
採択省庁が他の省庁に前向きな影響を与え ること	<ul><li>一定の成果を上げることに成功したと考えられる。</li><li>実際に、規制当局がRPFの枠組み以外の規制当局と関係性を構築できたケースがある。</li></ul>	
採択省庁が他の機関と規制的アプローチで 協調すること	<ul><li>他の機関との協調に成功したと考えられる。</li><li>規制当局の中には国際機関と関係性を構築したり、関心を集めたりすることに成功したケースがある。</li></ul>	

## Regulators Pioneer Fund(RPF)の課題及び改善に向けた示唆

■ 同レポートでは、「RPFの改善に向けた示唆」についても記載している。ただし、前提として、利用者の満足度は概ね高かったとある。

#### RPFの改善に向けた示唆

	改善に向けた示唆	概要
1	事前に要件やガバナンスの内容を明確にすること	<ul><li>一部の規制当局は、プロジェクトマネジメントに係る指針(資金やモニタリングを行うのに必要なリソース等)が事前に明確にされていることが望ましいと言及した。</li></ul>
2	応募期間と準備期間を伸ばすこと	• 一部の規制当局は、資金の授与からプロジェクト開始予定までの期間が短く、プログラムの提供と支出のスケジュールに従って作業を開始するのに間に合うように組織化することが困難であると言及した。
3	補助金や支出要件に関して柔軟に対応すること	一部の規制当局は、実験、失敗要因の特定、見直しという特質を備えたイノベーティブな取り 組みとは反し、支出要件や受付が過度に厳格であると言及した。
4	モニタリングと報告に関して柔軟に対応すること	• 多くの規制当局は、チームの負担を軽減し、プロジェクト活動により集中できるようにするために、 より柔軟な報告スキームが望ましいと言及した。
5	協力的な情報共有を実施すること	CQCがProjects' Leads Groupを組成し、横連携や知見の共有を行ったが、一部の規制当局からは、将来的にはこのような取り組みを、RPFの仕組みに実装できると言及があった。
6	プロジェクトを継続的に支援すること	RPFを活用した規制当局の間では、RPFへの参加により革新的な取り組みが可能になったという共通認識がある一方で、RPFの資金提供終了後もこの作業を継続する方法を懸念する人もいた。

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【1/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
1	スコットランド西海岸に おける有人・無人空域 統合の試行について	アーガイル・ アンド・ ビュート・ カウンシル	25万ポンド	-アーガイル・アンド・ビュート・カウンシルは、ロンドン・ガトウィック空港とエディンバラ空港にライセンスに基づくス航空交通サービスを提供しているSkyports and Air Navigation Solutions Limited (ANSL) と協力して、スコットランド西岸の空域を6ヶ月間にわたり検討し、設定する。この間、地方自治体と2社は、無人航空機システムと一般航空/定期有人航空機を安全に統合することを可能にするために、地方上空の低密度空域のブランケット地域の実現可能性を調査する。このためには、画期的な新規制を検討し、民間航空局と緊密に協力する必要がある。 -本プロジェクトは、有人航空の権利を剥奪することなく英国内のUAV空域を解放するための基礎的なステップとなり、島間を含むスコットランド西海岸全体にネットワークを提供し、多目的配送を目的としたUAVの試験飛行を可能にするものである。
2	健康と社会的ケアの改善を加速するためのイノ ベーションの獲得	ケア品質 委員会	118,004ポンド	<ul> <li>本プロジェクトを通じて、ケア品質委員会 (CQC) は、イノベーションが促進するための適切な規制環境を構築する方法を模索し、パイロット・テストを実施する。</li> <li>-8か月にわたって、CQCは医療およびケアシステム内のイノベーターとパートナーのグループと協力する。CQCの狙いは * 質の高いイノベーションの事例を捉え、この学びを共有する * 革新的な医療・介護システムにおけて、規制当局が果たすべき役割を探求し、明確にする * CQCがヘルス &amp; ソーシャルケアの改善に影響を与える方法に関する研究証拠に基づき、イノベーションと改善を加速するための一連のイノベーション支援活動および製品を試験的に実施する</li> <li>-本プロジェクトから学ぶことは、イングランドの保健・社会ケアシステムにおけるイノベーションが安全かつサポートされることを確認することである。これは、健康と社会的ケアが質の高いイノベーションを設計し採用することを容易にし、規制がイノベーションの障壁ではなく、実現手段として認識されるようにすることができる。</li> </ul>
3	デジタルツイン技術を活 用した低炭素産業クラ スターの実現	環境庁	271,975ポンド	-本プロジェクトでは初めて、世界をリードするデジタルツインモデリングを使用して、現実世界の環境制約に基づく産業クラスターの形成を支援し、エネルギー安全保障と持続可能な経済成長を支援するための迅速な展開を可能にする。最先端のデジタルツイン技術を環境データとともに活用し、産業集積地における環境の限界を探り、脱炭素化技術を最適化するのはこれが初めてである。 - 「デジタルツイン」の概念は、現実世界の場所やシステムのデジタル表現を作成することを可能にする。実際のシステムの仮想的な対応物を使用して、場所によって異なる技術の組み合わせを試すことができ、環境リスクに関する貴重な初期の洞察を提供し、規制を通知して合理化することができる。 - 環境庁は、デジタルツイン技術を使用して、産業クラスター内の複数の低炭素技術の動作をシミュレートする。このプロジェクトの成果を活用して、環境庁は、環境への影響を緩和し、導入時にコストのかかる遅延を回避するために、産業界が革新的に取り組む機会を探求する。 - 環境庁は、英国初の低炭素産業クラスターの開発を促進するための全体的な取り組みの一環として、デジタルツイン技術を環境制限を理解し、緩和する計画を立てるための積極的なツールとしてどのように利用できるかを調査する
4	共同の街路事業を通 じてSuDSへの多額の投 資を可能にする市場 ベースのアプローチの開 発	グレーター・ ロンドン・ オーソリティ	264,000ポンド	-本プロジェクトは、インフラ調整サービス (ICS) 共同街路事業プログラムを通じて、大規模で重要かつ持続可能な排水システム (SuDS) の提供を促進するための戦略的かつ革新的な市場ペースのアプローチを開発する。 -2021年ロンドン洪水への独立した審査とテムズ・ウォーター社の排水・排水管理計画 (dDWMP) の草案は、テムズ・ウォーター社が現在5年ごとに20ヘクタールの供給を2050年までに7,000ヘクタールに増加させることを計画していることで、その重要性を促進した。ICSによって推進され、Cadent Gas and Enfield Councilによって提供された最近のパイロットプロジェクトでは、ICS共同街路事業プログラムを通じてSuDSの配送で25%のコスト削減を可能にする機会が特定されたが、ブロッカーはアプローチの規模拡大を妨げているままである -本プロジェクトでは、英国の環境市場からの学習を活用して特定された機会を活用し、特定されたブロッカーに対処して投資を行い、大規模な共同配送を可能にすることを目指す。 -本プロジェクトでは、ロンドンの重要な洪水耐性対策への投資を改善するために、市場ベースのアプローチを適用するためのより広範な機会も特定する。 -当局は、この作業が、投資の妨げとなるものを排除し、SuDS配送コストを削減し、洪水に対する回復力を高め、イノベーションと地域経済を支援することによって、ロンドンの企業とコミュニティへの大きな利益の提供を支援することを期待している。当局は、この研究の成果を、このアプローチに関心を持つ他の地方自治体と喜んで共有するであろう。

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【2/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
5	産業安全イノベーション の実現TECH	健康安全エグゼ クティブ	555,268ポンド	-英国の健康安全 (H&S) パフォーマンスは、過去30年間で大幅に改善されている。しかし、Health&Safety Executive (HSE) の統計によると、毎年100万人以上の労働者が仕事によって負傷または病気になっている。これは個人、家族、雇用主、政府、そしてより広い社会に影響を与える。 -テクノロジーは急速に変化しており、すべての人にとって職場をより安全で健康的な場所に保つために受け入れられるべきである。Industrial Safetytech (IS) は、H&S管理へのアプローチを再定義している革新的な技術、製品、およびサービスの用語である。特に中小企業にとって、H&S法の遵守を促進する上で重要な役割を果たすことができる。しかし、公共の利益を守るために設けられた規制は、イノベーションの障害となりうる。この潜在的な規制障壁に対処するには、規制当局とイノベーターが協力し、新興技術を促進し、刺激する必要がある。 -本プロジェクトは、技術革新の実験を可能にする規制サンドボックス・アプローチを採用している。規制当局と産業界の両方に利益をもたらし、イノベーターに規制への期待を明確にし、産業界が産業安全技術に投資し採用する自信を与える。 -HSEは、Safetytech Accelerator Ltdと協力してこの画期的なプロジェクトを主導し、建設業の規制枠組みに対するISの実用的な証拠に基づく評価を生成する。プロジェクトの成果は、新しいテクノロジーの安全な展開をサポートし、ISの導入に関連して大企業と中小企業に自信を与える。
6	イノベーションの実現-デ ジタルイノベーターのため の複数機関によるアド バイスサービスの試験運 用	情報コミッショナー事務局	199,391ポンド	-英国のデジタル部門は2019年に約1510億ポンドを経済に貢献し、2020年には同部門で170万人が雇用された。規制の明確さと確実性は、その継続的な成長に不可欠であり、イノベーターに新しいアイデアを市場にもたらす自信を与える。 -デジタル分野の規制は変化しており、オンラインの安全性、データ保護、金融サービス、サイバーセキュリティ、デジタル市場における競争を横断する新たな法律が検討されている。統合された規制上での助言を提供することで、新しい製品やプロセスを開発する際に、複数の規制上の制約を回避する企業の負担と複雑さが軽減される。 - デジタル規制協力フォーラム (DRCF) は、情報コミッショナー事務局 (ICO)、Ofcom、競争・市場庁 (CMA)、金融行動監視機構 (FCA) の間での共同作業である。デジタルビジネスの規制当局間により大きな協力と一貫性をもたらすことを目指している。 - DRCFは、デジタル規制の境界を越えて活動する企業がビジネスをしやすくすることで、英国を世界で最もイノベーションに優しい管轄区域にすることを目指している。この大望を前進させるために、DRCFは探索研究に着手し、複数の規制当局からの助言を必要とするデジタルイノベーターのための複数機関による助言サービスを試験的に提供する。 - このサービスは、デジタル経済全体の革新者の見解、ニーズ、作業慣行を中心に設計される。成功は、パイロットサービスのアクセシビリティと、それを使用する企業に向けた私たちのアドバイスの影響によって評価される。 - 2023年8月までに、プロジェクトはDRCFにイノベーターのための複数機関のアドバイスサービスを導入するかどうか、およびどのように導入するかについての報告書を提出する予定である。
7	AIを医療機器として活用し、AIアルゴリズムをより解釈可能にするアプローチの開発	医薬品等規制	167,863ポンド	-臨床的意思決定をサポートするAIアルゴリズムに関連する規制当局とエンドユーザーにとっての重要な懸念は、特定の意思決定が推奨される結果となる推論のチェーンについて必ずしも透明ではないということである。これは、AIアルゴリズムに対する信頼と、その後のエンドユーザーによる採用に影響を与える可能性がある。本質的に透明なモデル (ホワイトボックスまたはガラスボックス)を使用することが望ましい解決策な場合があるが、後者によって推奨される決定が説明可能であれば、より複雑なブラックボックスモデルの潜在的な役割があり、エンドユーザーがそのコンテキストで適切に解釈できるようになる。 -説明可能性とは、アルゴリズムがどのようにして決定に到達したかを理解することである。例えば、アルゴリズムはどのような要因を考慮し、どのような重みを割り当てたか。一方、解釈可能性とは、アルゴリズムによって行われた決定が自分のコンテキストにどのように適用されるかを、人間のユーザーが理解できる程度を指す。臨床医のエンドユーザーにとっては、アルゴリズムの決定を受け入れるか、それを覆すかのいずれかに自信を持つことができるように、アルゴリズムの内部ロジックを理解するために基本的な程度の説明可能性が必要となる。 -本プロジェクトは、透明性のあるモデルと複雑なモデルの両方について、規制と臨床医を支援するための実行可能な方法論を作成することを目的としている。これにより、複雑なAIをクリニカルパスに安全に導入する可能性が向上する。

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【3/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
8	マイクロバイオーム治療 と診断の革新を加速す るためのガイドラインの 開発	独立行政法人 生物標準管理 機構	52,438ポンド	-人体に関連する微生物、マイクロバイオームの研究は、人の健康と病気の理解を前進させ、公衆衛生のための新しい解決策を提供し、人々が個別化医療に移行することを可能にする。 -マイクロバイオーム治療と診断の複雑で新しい性質は、規制当局と企業の両方に課題をもたらし、具体的なガイドラインがないために承認プロセスが遅れ、企業は英国でプロセスを開始することを思いとどまる。 -一般的に、マイクロバイオームの活動がより顕著に確立されている米国で、最初に製品またはビジネスを開始することを選択する。 -英国国立生物学標準管理研究所 (NIBSC) は、イノベーターに英国の医療への投資を促すために、規制プロセスを促進し、マイクロバイオーム分野に自信をもたらし、患者の安全を確保する適切な内外ガイドラインを策定することを目指している。 -これを達成するために、NIBSCは、様々なMHRA部門と協力するだけでなく、科学者、臨床医、企業、規制当局の拡大した国内外のネットワークと協力し、この分野の見解と要件を確実に把握できるようにする。NIBSCはこの知見をさらに活用し、この新たな分野について科学者、臨床医、患者に情報を提供し、教育することを目的としたパブリック・コミュニケーション・ピースを提供する。
9	原子力分野における人 工知能の規制サンド ボックスのパイロット	原子力規制委 員会	170,950ポンド	-規制当局は、イノベーションに関する規制の不確実性を最小限に抑える上で重要な役割を果たしており、革新的なアプローチや技術の採用を可能にする上で重要な役割を果たしている。 -原子力規制委員会 (ONR) のイノベーションハブは現在、社会の利益となり、安全、セキュリティ、環境保護の期待に合致する原子力部門のイノベーションを可能にするために、社内外で使用される多くの製品を試行している。 -本プロジェクトは、環境庁と協力して、原子力部門における革新的な技術とアプローチの採用を支援するための規制サンドボックスプロセスを試験的に実施する。規制のサンドボックス化とは、規制当局と業界が非規制環境で協力して、革新的な提案がどのように進むことができるかを模索することである。 -人工知能(AI)がパイロットトピックとして選ばれ、プロジェクトは原子力部門での2つの潜在的なアプリケーションに焦点を当てる。パイロットサンドボックスは、規制当局の意思決定からの独立性を維持しながら、AIの革新者が、将来の展開のリスクを軽減するために、安全な空間で規制当局の助言にアクセスすることを可能にする。 -これは英国の原子力規制当局による規制サンドボックスの最初の適用となり、その学習は主要な利害関係者や業界と共有される。
10	革新的な技術を用いて、 「予防的アレルゲン表 示リスク分析」の複雑 さを通じた中小企業の ナビゲート	ウェイクフィールド 評議会	66,259ポンド	-本プロジェクトの目的は、企業、特に中小企業に対して、予防的アレルゲン表示 (PAL) リスク分析の学習、理解、適用を支援する無料の対話型ツールを提供することである。現在、生産されているサポートリソースに匹敵する既存のサポートリソースはない。このツールは「初めての種類」のインタラクティブなインターフェースとなり、従来のコーヒーショップから、より複雑なレストランまで、さまざまな小売店やホスピタリティのビジネスフォーマットから選択でき、「無料」のアレルゲン提供を含む各種料理を提供する。 -ユーザーが既存の運用モデル/職場に合わせて類似性のある運用モデルを選択すると、アウトレットの運用レイアウトと特性をナビゲートし、PALリスク分析を完了する際の意思決定を支援する一連の仮想的なリスクベースのシナリオを完了できるようになる。 -シナリオは、食品事業者 (FBO) とその従業員の思考に挑戦するように設計されており、適切な食品衛生と安全対策を通じて、アレルゲンの制御された交差汚染と制御されていない交差汚染の違いを区別するのに役立つ。 -このツールは、各国の規制当局に、ウェブ統合を通じてツールをホストまたはサインポストする権限を許可し、標準化されたアプローチを促進し、効果的なPAL分析を行う企業をのを支援する国家的なリソースを提供し、適切かつ比例的なリスク分析を行わずに「含まれる場合がある」というような全般的または包括的な記述が使用され、PALの使用の価値を下げ、食品アレルギーの消費者を除外し誤解させることがしばしばあるため、このようなことを防止できるように、ライセンスが供与される予定である。

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【4/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
11	交通規制サンドボックス-動的な交通管理と、 街路空間と交通秩序 のデジタル化	バーミンガム市 議会	615,632ポンド	-運輸省と協力して、最初の運輸規制サンドボックスを作成し、道路空間の動的な交通管理とデジタル化に取り組む。DfTは3つの重要な原則について協議している。 * デジタル交通規制命令 (TRO) の作成: * 地域社会との関わりや協議を変革する * TROsの作成にかかる時間を単純化し、高速化する。 - バーミンガム市議会は、他の地方自治体と連携して、Rules of the Roadプロジェクト (Future Transport Zone UK Pathfinderの下、DfTの資金提供を受けて)を実施する。これは、プラットフォーム/ソフトウェアエンジンによってサポートされ、リアルタイムのRules of the Roadデジタルマップの作成を可能にする、普遍的に採用されるTRO管理プロセスになる。 - 本プロジェクトをベースに、高速道路設備の標準化・デジタル化をより広範囲に加速させることを希望している。これにより、リアルタイムで機能的な道路と路肩管理が提供される。これは特に以下に焦点を当てている。 * 路肩部分と高速道路設備のデジタル化により、貨物配送の予約と積み込み、駐車場の予約が可能になる。 * 1 国動運転車両の運用をより柔軟にし、ラストワンマイル配送のソリューションを提供する。 * 1 TRO 改革に対する DfT の既存の目標を基にした、TRO 申請と実施プロセスの簡素化。
12	イノベーションを推進し、 医薬品の持続可能性 の向上を加速させる	介護品質委員 会	222,216ポンド	-医薬品の持続可能性とは、医薬品による環境への害を減らすことである。医薬品の持続可能性の中核的な原則は、製造、調達、輸送、使用場所から生じる可能性のある炭素排出量の削減に焦点を当てている。医療とケアサービスは英国の総CO 2の約5%を生み出している。このうち最も大きな割合を占めるのは医薬品と設備であり、この問題はネットゼロ経済への移行において重要な考慮事項となっている。 -本プロジェクトは、健康と介護の全体にわたって、医薬品に関連する環境の持続可能性の課題に直接取り組む。個々のプロバイダーと地域のシステム設定の両方で、どのようにしてより良い持続可能性を育むことができるかを理解することに焦点を当てる。 -CQCは、本プロジェクトによって作成された新規証拠データベースを使用して、医薬品の持続可能性を規制する方法を進化させ、重要なことに、この分野のイノベーションを推進する方法を進化させる。本プロジェクトでは、医薬品の持続可能性を支援するためのデジタルソールの使用についても検討し、この市場におけるギャップと将来予想されるニーズを特定することを目指す。この情報は、この問題に対処するための革新的なデジタルソリューションを開発するために、企業とプロバイダーの両方によって使用される可能性がある。
13	より質の低いケアと不 平等を経験する可能 性が最も高い人々の 医療・ケアのニーズと経 験を理解し、それに対 応するための統合ケア システムのパフォーマンス の評価	介護品質委員 会	599,900ポンド	-統合ケアシステムでは、不適切な介護を受ける人々や不平等な対応を強いられる人々のコミュニティの医療・介護ニーズと経験を理解し、医療・介護の不平等を軽減する必要がある。これは、政府の「レベルアップ」アジェンダや、人々の経験やニーズに基づいた規制を実現し、不平等を是正するというCQCの戦略的野心と合致するものである。CQCは、この分野におけるICSのパフォーマンスを評価する新しい権限を持っている。 -本プロジェクトでは、調査、システム、ボランタリーセクターのパートナーと協力し、統合ケアにおける人々の経験を評価、報告し、改善を促すための厳格でスケーラブルなアプローチを提供する。統合ケア委員会がこれらの分野での進捗を追跡し、実証するための厳格で一貫したモデルを開発することを支援する。

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【5/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
14	水素チャレンジ	民間航空当局	961,650ポンド	-航空業界は、2050年までにネットゼロ飛行を達成するために、炭素排出ゼロ飛行の可能性を提供する水素推進ソリューションの開発に投資してきた。しかし、航空燃料としての水素は開発の初期段階にある。 -業界は、航空安全へのリスクと、認証に向けた正しい道筋について、まだ包括的な理解を得ていない。これらの問題に対処するため、プロジェクトはCAA主導の航空燃料としての水素に関する規制チャレンジを確立する。このチャレンジは、航空安全に対する水素関連リスクの理解を深め、CAAポリシーのギャップを特定し、新しいネットゼロポリシーを策定するための推奨事項を提案するために、CAA、航空業界、学界の間の協力を促進する。 -本プロジェクトは、航空産業を支援し、商業規模で航空に水素を導入する際の規制上の負担を軽減する場を設けることで、英国のネットゼロ経済への移行を支援する。本プロジェクトはまた、英国を航空における水素利用の世界的リーダーにし、将来の世界標準の開発に影響を与え、投資の機会を創出するのに役立つだろう。
15	都市部でのドローンの 価値を引き出す地方 規制の改善	コヴェントリー市 議会	268,175ポンド	-都市環境での商用ドローンの使用は、英国経済に莫大な価値をもたらし、炭素排出量を削減し、雇用を創出し、コストを節約する可能性がある。しかし、コベントリー市議会が都市空港のデモに参加した際には、ドローンが飛来すると道路を閉鎖する必要があった。このような制約があると、ドローンの恩恵を十分に受けることはできない。 -航空業界では、ドローンの利用拡大を可能にする空域規制の整備に取り組んでいる。Coventry City CouncilはMidlands Aerospace Allianceと協力して、都市のドローン利用に対する航空以外の規制障壁に取り組み、公共および民間組織がより速く、より安全で、より安く、環境への影響を少なく提供できるようにする。これは、地方自治体の規制当局、運輸、航空、地元の潜在的な受益者からの利害関係者との一連のワークショップを通じて行われる。それぞれに、英国やその他の国における他の関連プロジェクトの経験からベンチマークする機会が与えられる。 -実施のための枠組みを含む調査結果の報告書を他の地方自治体と共有し、英国全体が利益を得ることができるようにする。この提案は、ネットゼロ経済への移行、生活コストの削減、標準化などに関連している。
16	水セクターの規制の効率性と有効性を向上させ、イノベーションを刺激するためのデータの利用	環境庁	68万ポンド	- 飲料水監督局、環境庁、Ofwatの3つの水規制当局は、保有するデータを使用して、水部門(公的および民間)が直面する課題に取り組むために、規制を改善し、イノベーションを刺激する方法を模索したいと考えている。 - データは今や世界の現代経済の原動力である。それは大小さまざまな企業のイノベーションを促進する。規制当局は個別に膨大なデータを収集し、保持している。 - データを共有することで、規制当局は企業や一般の人々にデータを活用する機会を提供し、イノベーションの機会を創出する。 * 規制当局や政策立案者がデータに基づいてどのように行動するか。 * 公衆がどのように行動するか(例えば、洪水、汚染、干ばつのデータについて)。 * 地域の環境に関する一般からのデータを活用する。 - 本プロジェクトにより、規制当局は、それぞれが収集し保持しているより多くのデータを相互に共有し、規制、支援、助言を行う水道会社、企業、地方自治体、土地所有者に対して、より統合された効率的かつ効果的なサービスを提供できるかどうかを共同で調査することができる。 - 欧州の指令や規制によって推進されなくなったため、飲料水供給の分野における政策の策定を支援するためのデータの改善された基礎を提供する可能性もある。 - 環境庁はまた、そのデータの一部または全部を公開できるかどうかを調査し、透明性を高め、イノベーターが新規製品やサービスを市場に投入できるようにする。

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【6/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
17	企業および組織のデー タエクスプローラー (CODEx)	財務報告審議会	796,000ポンド	-英国は、経済成長、長期投資の支援、英国資本市場の維持・強化に取り組んでいる。これらすべての目標を実現する鍵となるのは、最も幅広い対象者に有益かつ洞察力に満ちた分析を最小限のコストで提供するデータエコシステムである。これを実現するには、データとツールの両方がアクセスと分析に必要であった。 -英国は企業や組織のデータ収集で世界をリードしている。ただし、アクセスとユーザビリティは最適化できる。アクセスとユーザビリティを最適化するために、同社は次のことを提案している:The Company and Organisational Data Explorer (CODEx)、構造化データのための規制ツールキット、データの接続と再利用を可能にする共通の分析機能セットと構造化データのためのパブリックプラットフォームの作成、パブリックデータへのアクセス、分析、および消費を簡素化する共通のインターフェイス、場所、およびツールキットの作成 -このプロジェクトは、英国のデジタル報告分類法(HMRC、Companies House、Charities Commission、およびFCAへの報告を可能にする)の開発者としての専門知識を使用して、財務報告評議会が主導することになる。 -本プロジェクトは、英国の規制当局間のイニシアチブとつながり、政府全体で再利用できる共通のコンポーネントセットの作成を目指す。 -CODExは、英国をデジタルレポートの規制実験の最前線に維持し、英国のデジタル機会を最大化し、一般市民により高い透明性を提供し、データを使用してより良いサービスを一般市民に低コストで提供する規制当局を支援する。
18	合成対照群としての高 忠実度合成データの使 用と臨床試験における サンプルサイズの増強	医薬品·医療 製品規制庁 (MHRA)	750,387ポンド	-臨床試験は、患者のケアと健康を改善するために、新薬がNHSで使用される前にどのように試験されるかの重要な部分である。標準的な臨床試験では、患者はランダムな選択によって治療を受けるか、受けないかのいずれかである。対照群に無作為に割り当てると、患者の寿命を延ばしたり症状を改善したりできる治療を受けられなくなる可能性があるため、一部の健康状態ではこれが困難な場合がある。また、多くの臨床試験では、特に希少疾患を調査している患者を十分に集めることが難しいとされている。 -最近の計算能力の向上により、研究者は臨床試験で実際の患者と同様の健康情報を持つ人工患者を作成できるようになった。この人工データは、小規模な臨床試験を「後押し」し、成功に必要な患者数を減らすのに役立つ可能性がある。また、人工的に生成された情報は、年齢層や民族が異なるなど、臨床試験であまり代表されていない集団をよりよく社会に反映させるためにも利用できる可能性がある。 -本プロジェクトでは、小規模な臨床試験を促進するのに役立つコンピュータ生成データの使用に焦点を当て、これがこれらの試験の価値を向上させることができるかどうかを確認する。これに続いて、MHRAは臨床試験のための完全に人工的な対照群を作成する。 -将来的には、これらのアプローチは実際の患者情報と組み合わせたり、置き換えたりする可能性がある。本プロジェクトの成功は、一般的な病気や希少な病気での臨床試験の実施方法を変え、コストを下げ、新しい治療法がNHで適用される前にどのように試験されるかを改善するのに役立つかもしれない。
19	スマートシティ環境内で の無人航空機の規制	ミルトン・キーンズ 市議会	998,815ポンド	-スマートシティの取り組みの一環として、ミルトン・キーンズ市議会はクランフィールド大学のDrone Innovation Hubと衛星アプリケーションCatapult Westcott DronePortと協力して、ロボットによる配送サービスや自動運転の旅客シャトルと並行して動作する新しいドローンベースのサービスの証明、試行、テスト、実証を行う。 -18ヶ月間、ビジネス・エネルギー・産業戦略省が資金を提供するプロジェクトは、「都市の実験室」としての評判に基づいており、新しい技術を使用して、強化し差別化されたサービスを創出し、都市とそこにいるすべての人々に利益をもたらし、新しく成長する部門の人々のために、よりハイテクで高度なスキルを備えた雇用の創出を支援する。 -地上と航空をベースとしたサービスを統合することで、交通渋滞とその結果として発生する二酸化炭素の排出を削減する機会を見出し、Net Zeroの目標に沿ったすべての人にとってより健康的な環境を作り出す。 -環境改善だけでなく、サービスの提供方法を変える可能性もあると考えている。例えば、高速で安全かつ安全な荷物の配送、機器や建物の検査など、さまざまな分野でサービスを提供したり、医療の提供に関しては、重要な医療機器や医療用品をの一部として転送することもできる。 -Regulators'Pioneer Fund Competition Brief 6 emergency response:リアルタイムの位置情報を共有する機能を作成する。このプロジェクト自体は、新しい技術を実証し、安全、安心、信頼できることを示し、この分野における英国全体の規制の発展を支援することを目的としている。彼らは、継続的な実験を可能にするテストベッドを確立することを計画しており、彼らの先駆的な仕事は、ミルトンケインズ内およびそれ以外の両方で、より広範な採用と展開の計画を作成することにもなると考えている。

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【7/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
20	海事規制イノベーション フレームワーク (MRIF) - 海事イノベーションを支 援するための規制フレー ムワークの開発	プリマス郡議会	842,490ポンド	-本プロジェクトを通じて、理事会は、研究開発のための自律型および試作型の船舶をテストするための証拠ベースとフレームワークを開発する。これにより、英国のイノベーターと企業が、新しい技術や新興の技術をテストする上でリーダーシップを発揮できるようになる。 -新たなフレームワークは、MCA、地方自治体、学界、企業、その他の利害関係者によって共同設計され、全国で共有されるように開発される。 -主要な利害関係者だけでなく、国内外の規制当局および関連当局と協力しながら、安全でタイムリーかつ費用対効果の高い方法で研究開発を推進するための業界のニーズを特定し、対処するために、重複する法的要素および運用要素を対象とし、定量化し、マッピングするための専門的かつ学術的なリソースを提供する。 -実行可能で安全な規制を作ることで、英国はゼロエミッションと自律的な船舶のイノベーションと製造拠点の国際センターとして主導的役割を果たすことができるようになる。
21	民間住宅チームへのイ ンテリジェンス支援	ポウィズ郡議会	818,798ポンド	-本プロジェクトは、住宅関連当局の協力体制を改善し、国境を越えたビジネスに対するガイダンスを整合させ、最も必要とされる場所に執行できることを目標としている。 -イングランド全土の住宅執行チームのための地域調整により、より良いコミュニケーションと情報共有が実現し、脅威の優先順位付けと資源の最も効果的な活用が可能になる。 -不動産セクターの企業にとっては、訪問回数を減らし、多くの異なる当局や部門に同一の情報を提供する必要がある重複を避けることができる。 -企業はアドバイスを通じてサポートされ、問題のある事業者は取り締まりの対象になるため安心である。
22	アウトカムベースの規制	スコットランド環 境保護庁	99万ポンド	- 英国は気候変動への取り組みに強いコミットメントを持っており、これが前例のない経済的機会をももたらすことを認識している。排出量の削減は、持続可能な経済成長と密接に関連している。 - より良い再建とよりグリーンな再建。課題は、規制/規制アプローチがこの目標を達成するためにどのように貢献できるかを理解し、「イノベーションフレンドリー」であり、英国の高い基準を維持し、人々と環境を保護し続けることである。 - 本プロジェクトでは、ネットゼロの達成を支援することに焦点を当て、成果に基づく規制 (OBR) アプローチを探求し、テストする。規制当局、他の公共部門の組織、事業者、企業が一堂に会し、コンプライアンスの設定と評価のアプローチにおいて、OBRが既存の慣行、プロセス、および規制当局にとってどのような意味を持つかを調査する。 - スコットランド最大の産業クラスターでOBRを試験することは、複雑な規制環境でテストする機会を提供し、水素とバイオエコノミーに焦点を当てた新しい革新的な技術を含む。これはまた、中小企業やその他の部門とのさらなる探査のための強固なテストケースを提供する。そうすることで、本プロジェクトは、経済、環境、国/地域の政策、戦略、インセンティブを含む産業クラスターにおける全体的な規制環境のより深い理解を生み出す。これにより、投資の原動力や制約に対する理解が深まり、企業や業界との対話がより生産的になり、イノベーションを支援することができる。 - 本プロジェクトでは、規制に対する新しいアプローチが、スコットランドと英国レベルで重要な戦略的・経済的成果を達成する協力的なエコシステムにどのように貢献できるかを探求する。

## イギリス

# Regulators Pioneer Fundの採択結果(2022年度)【8/8】

	プロジェクト名称	機関	金額	プロジェクト概要
23	裁判外紛争解決手続 を個人や企業にとって より良いものにする	勧誘者規制当 局	119,691ポンド	-法的紛争の迅速な解決は、正義を求める個人の生命と幸福、および効果的なビジネスの遂行に不可欠である。紛争解決 (DR) の代替的な方法、特に技術利用の拡大は、裁判所の仕事量とパンデミックによって悪化した訴訟の未処理分の両方を削減する可能性がある。 -当局は、紛争解決のためのメカニズムとしてのDRの利用についてよりよく理解することに関心を持つパートナー組織、専門家、その他の人々と、さらなる調査を行う機会を見出している。当局は、個人や企業が紛争を解決したり、論争になるかもしれない問題について合意に達するのを助ける技術的な道筋を作ることを検討する機会があると考えている。 - Civil Justice Council (CJC) とその他の政府部門は、DRの導入の障壁を取り除き、ユーザーエクスペリエンスを向上させ、官僚主義とコストを削減するのに役立つ可能性のある、新しく、興味深く、費用対効果の高いテクノロジーの使用方法を熱心に模索している。最終的には、私たちのプロジェクトの成果は、消費者と企業に、訴訟手続きに代わるアクセス可能で手頃な代替手段を提供するであろう。
24	グレーター・マンチェス ター・ビジネス・コンプライ アンス・サービス	為サイド協議会	503,728ポンド	-本プロジェクトはグレーターマンチェスター (GM) の地方自治体を集め、地元企業にコンプライアンスに関するアドバイスやサポートを提供することで、企業が革新的な新規製品、プロセス、サービスに集中する時間を確保することを目的としている。 -グレーターマンチェスターの新規ビジネスコンプライアンスサービスは、月曜日から金曜日まで利用可能な、専任のビジネスコンプライアンスオフィサーを配置した、ビジネスコンプライアンスのアドバイスとサポートのためのワンストップショップを提供する。また、企業に積極的に連絡を取り、環境衛生、取引基準、許認可などの規制を遵守するために必要なことを把握してもらう。このようなアドバイスやサポートにより、企業は時間を有効に使い、革新的な新規製品とサービスの開発、成長、追加の雇用の創出、より豊かな地域経済の創造、国の平準化を支援することを目的としている。このサービスは、法律が変更された場合や、議題の平準化や英国のEU離脱の結果としてグレーターマンチェスターの企業に新たな機会が生じた場合に、焦点を絞った専用のサポートを提供するなど、企業の要求や変化する要件に柔軟に対応する。 -また、このプロジェクトが終了した後も、このサービスが長く続くように、ビジネス・コンプライアンス・サービスのスタッフは、新しいGMビジネス・コンプライアンス・ウェブサイトで、企業から提案された、企業向けセルフヘルプ・コンプライアンス製品およびツールー式を作成する予定である。

## The United Kingdom Regulators Network(UKRN)の概要

■ The United Kingdom Regulators Network (UKRN)では、規制当局と消費者・利害関係者間のコミュニティ形成を支援している。また、所属しているメ ンバー(規制当高職員)間で、政策論争や分野横断的な規制問題について情報や経験を共有できるような機会を提供している。

### 概要

## 規制改革プロジェクトの組成 • メンバー規制当局の同僚を集めて、規制するセクター全体 で共通の問題を考慮したプロジェクトを提供する。 情報共有·提供 政府や外部の利害関係者と連携して、複数の規制当局 に影響を与える政策議論やセクター横断的な問題に情報 を提供し、貢献する。 取組内容 ネットワークづくり メンバー間のつながりを促進し、プロジェクトや作業分野へ の専門家の意見を提供するネットワークを促進する。 イベントや議論の実施 外部の聴衆との、そしてパートナーと協力して、話題の問題 に関するイベントや議論を促進する。 • UKRNは、イギリスの13のセクター別規制当局によって形成 されたメンバー組織である。 体制 • UKRNメンバーである規制当局から出向した少人数のス タッフがいる。

### UKRNの取組内容



UKRNのメンバー



























## イギリス

# The United Kingdom Regulators Network(UKRN)の取組内容

- 2020年のUKRNの成果は、" UKRN annual report and multi-year workplan"にて取りまとめられ、公開されている。
- 大きくは「困難に直面する消費者へのサポート」、「インフラ及び投資に関する連携」、「協調的な取り組みの促進」の3つの成果を上げている。

### UKRNの主な成果

困難に直面する消費者へのサポート  "Supporting consumers in vulnerable circumstances"	インフラ及び投資に関する連携 "Collaboration on Infrastructure and Investment"	協調的な取り組みの促進 "Working better together"
<ul> <li>コロナ禍を背景とした消費者向け融資に関する規制当局横断での連携         <ul> <li>"Cross-authority engagement and action on consumer debt regarding Covid19"</li> </ul> </li> <li>脆弱性の高いデータの取り扱いや共有方法に関するUKRN独自の研究         <ul> <li>"UKRN research on attitudes to using and sharing vulnerability data"</li> </ul> </li> <li>Priority Services Registerデータの共有に関するエネルギー及び水資源のセクター同士の連携         <ul> <li>"Supported energy and water sector collaboration on PSR data sharing"</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>気候変動に関しての効率的な投資等について検討することを目的とした" Climate Working Group の創設         <ul> <li>"Climate Working Group established"</li> </ul> </li> <li>"UKRN Cost of Capital Report 2020"の発行及びセクター間で価格操作に関する意思決定を比較する際の参考情報の提供         <ul> <li>"UKRN Cost of Capital Report 2020"</li> </ul> </li> <li>より広いステークホルダーの巻き込み         <ul> <li>"Engagement extended to include broader industry stakeholders"</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>FCAやOfcom等の一部の省庁と連携して、主要セクター全体の顧客体験を測定するためのScorecardsを開発(Scorecards IIではScorecardsをまとめて公開)         <ul> <li>"Moving forward together – Scorecards II"</li> </ul> </li> <li>114のUKRNネットワーク及び会議を開催         <ul> <li>"114 UKRN Network and Governance meetings in 2020"</li> </ul> </li> <li>UKRNが共同でCMA PR19 provisional findingsに対して回答         <ul> <li>"UKRN Joint Response to CMA PR19 provisional findings"</li> </ul> </li> </ul>

# 出所一覧(1/2)

- サンドボックス制度(FCA Regulatory Sandbox)
  - FCA "Regulatory Sandbox" (https://www.fca.org.uk/firms/innovation/regulatory-sandbox)
  - FCA "Regulatory Sandbox accepted firms" (https://www.fca.org.uk/firms/innovation/regulatory-sandbox/accepted-firms)
  - FCA "Regulatory Sandbox eligibility criteria" (https://www.fca.org.uk/firms/innovation/regulatory-sandbox/eligibility-criteria)
  - FCA "Apply to the Regulatory Sandbox" (https://www.fca.org.uk/firms/innovation/regulatory-sandbox/apply)
- サンドボックス制度 (Ofgem Regulatory Sandbox)
  - Ofgem "Regulatory Sandbox Repository" (https://www.ofgem.gov.uk/publications/regulatory-sandbox-repository)
  - Ofgem "Energy Regulation Sandbox: Guidance for Innovators" (<a href="https://www.ofgem.gov.uk/publications/energy-regulation-sandbox-quidance-innovators">https://www.ofgem.gov.uk/publications/energy-regulation-sandbox-quidance-innovators</a>)
- サンドボックス制度(ICO Regulatory Sandbox)
  - ICO "Regulatory Sandbox" (https://ico.org.uk/for-organisations/regulatory-sandbox/)
  - ICO "The Guide to the Sandbox" (https://ico.org.uk/for-organisations/regulatory-sandbox/the-guide-to-the-sandbox/)
  - ICO "How can we apply to the Sandbox?" (https://ico.org.uk/for-organisations/regulatory-sandbox/the-guide-to-the-sandbox/how-can-we-apply-to-thesandbox/)
- サンドボックス制度(Cross-sector Sandbox)
  - FCA "Call for Input: Cross-Sector Sandbox" (https://www.fca.org.uk/publication/call-for-input/call-for-input-cross-sector-sandbox.pdf)
  - ICO "The Information Commissioner's response to the Financial Conduct Authority's call for input on the concept of a cross-sector sandbox" (https://ico.org.uk/media/about-the-ico/consultation-responses/2615923/ico-response-to-fca-call-for-input-on-cross-sector-sandboxes.pdf)

# 出所一覧(2/2)

- サンドボックス制度 (Cross-Border Testing)
  - GFIN " Cross-Border Testing" (https://www.thegfin.com/crossborder-testing)
  - GFIN "The Global Financial Innovation Network Cross-Border Testing Initiative: Cohort 1.0" (https://static1.squarespace.com/static/5db7cdf53d173c0e010e8f68/t/62baeaac3ec4851f313afe78/1656416941725/GFIN+Cross-Border+Testing+Initiative+Cohort+1 0+external+2 FINALFINAL.pdf)
- Better Regulation Executive
  - BRE "Better Regulation Framework"(2020年5月)(<a href="https://www.gov.uk/government/publications/better-regulation-framework">https://www.gov.uk/government/publications/better-regulation-framework</a>)
- Regulators' Pioneer Fund
  - BEIS "Regulators' Pioneer Fund: round 3 (closed to applications)" (https://www.gov.uk/government/publications/apply-for-the-regulators-pioneer-fundround-3)
  - BEIS "Regulators' Pioneer Fund: competition brief for funding round 3" (https://www.gov.uk/government/publications/apply-for-the-regulators-pioneerfund-round-3/regulators-pioneer-fund-competition-brief-for-funding-round-3)
  - BEIS "Evaluation of the Regulators' Pioneer Fund (round 1) Main Findings Report" (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/966974/evaluation-of-rpf-main-report.pdf)
  - BEIS "Projects selected for the Regulators' Pioneer Fund (2022)" (https://www.gov.uk/government/publications/projects-selected-for-the-regulators-pioneerfund/projects-selected-for-the-regulators-pioneer-fund-2022)
- The United Kingdom Regulators Network
  - UKRN 公式ページ(https://ukrn.org.uk/)
  - UKRN "UKRN annual report and multi-year workplan, March 2021" (https://dev.ukrn.org.uk/app/uploads/2022/06/UKRN-workplan-and-annual-review-2021for-publication-.pdf)

# 調査結果(シンガポール)

## シンガポール

# サンドボックス制度の概要(1/2)

■ シンガポールでも、分野別にサンドボックス制度が整備されている。金融分野では、通常の「Sandbox」に加えて、「Sandbox Express」、「Sandbox Plus」 のオプションがあり、それぞれ「迅速に認定を得られる」・「資金的な助成を得られる」という特徴がある。

### シンガポールにおける主なサンドボックス制度 (1/2)

		Sandbox	Sandbox Express	Sandbox Plus				
主管機関		Monetary Authority of Singapore (MAS)						
運用時期		2016年-	2019年-	2022年-				
申請する	共通	規制されている市場において活動する革新的な企業に対	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー					
メリット・ 意義	個別	さまざまな活動に対してカスタマイズ可能な規制条件 の変更が可能である。	限定的な条件下かつ、低リスクな提案に対して短時間の承認プロセスで参加が許可される。	規制条件は選択可能。提案内容の費用の50% (上限は\$500,000) の助成金が支給される。				
114	共通	MASの規制下の金融機関、フィンテック企業や、そのよ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
対象 PJT・ 企業	個別	First moverのみ。	First moverのみ。 低リスクな商品・サービスで、実証内容について理解が 浸透し、サンドボックスの枠組みの中でリスクが完結。	First mover、あるいはアーリーアダプター。 提案技術がシンガポールでまだ適用されていないこと。				
申請プロセス		<ol> <li>事前申請段階:MASに質問・相談が可能</li> <li>申請段階:申請書を審査し、21営業日以内に、潜在的な適合性を通知。</li> <li>評価段階:MASと申請者が協議</li> <li>実験段階:実験段階に移行し、申請対象の金融サービスがサンドボックスで運用されていることを顧客に通知し、主要リスクを開示。</li> </ol>	<ol> <li>申請者は、申請書をMASにメールで提出する。 21日以内に評価を通知するよう努める。不完全 な申請(記載漏れ等)は却下される。</li> <li>承認された場合は、2か月ごとにMASに対して実 証実験の経過報告を行う。</li> <li>終了後も、規制当局を承認を通常通りに取得す ることを条件に、事業継続が許可される。</li> </ol>	1. 事前申請段階:MASに質問・相談が可能 2. 申請書をメールで提出 3. 申請が却下された場合は、MASによる却下日から3か月のクーリングオフ期間が設けられ、この期間には再提出は受理されない。この間に包括的なデューデリジェンスを実施し、価値提案を改善するか、完全な申請書を提出することが奨励される。				
その他			Sandbox制度では、広範囲なレビューが必要とされる ことを踏まえ、補完を目的により迅速な制度として設 置。運用しながら潜在的な課題解決を図っている。	振興技術のアーリーアダプターや導入企業による効果 的なワンストップサポートを提供するための機能強化が 実施されている。				

## シンガポール

# サンドボックス制度の概要 (2/2)

■ シンガポールでは、個人情報やエネルギー分野についてもサンドボックス制度がある。他にも、サンドボックス制度ではないが、シンガポールでは、自動車の自 動走行を推進しており、公道を含む幅広いエリアで実験を行うことができる。

### シンガポールにおける主なサンドボックス制度 (2/2)

	Data Regulatory Sandbox (個人情報)	Regulatory Sandbox (エネルギー)	Road Traffic (Autonomous Motor Vehicles) Rules 2017(自動走行)
主管機関	Infocomm Media Development Authority (IMDA)	Energy Market Authority of Singapore(EMA)	The Minister for Transport, Land Transport Authority (LTA)
運用時期	不明	2017年10月-	2017年9月-
申請する メリット・意義	企業はIMDAとPersonal Data Protection Commission(PDPC)のサポートと協議のもと、 安全な環境でデータのイノベーティブな使用法を調査・試験運用できる。	安全な環境でを調査・試験ができ、以下のような恩恵が受けられる。 ・ 電力およびガス法の計測規範や行動規範に関する規制が免除される 等	LTAから特定の認可を受けた場合、自動運転レベル3-5の実験を、管轄内のあらゆる道路(公道を含む)で実施することができる。
対象 プロジェクト・企業	- (記載なし。メールで問合せ)	以下のような観点で評価される。 <ul><li>エネルギー業界の問題解決や顧客へのベネフィットに繋がる。</li></ul>	車両の最高速度は十分な余裕をもって安全に 停止できる速度であること等
申請プロセス	<ol> <li>企業は関心のある分野を選び、データ使用に関する事業計画を提出する。IMDAとPDPCは計画を審査した上で、規制に関するアドバイスを提供する。</li> <li>企業はトライアルの要件等について詳細を定義する。IMDAとPDPCは、不確実性を軽減するためのガイダンスを提供する。</li> <li>企業は、規制免除を申請し、リスク軽減策を実施する。</li> </ol>	<ol> <li>申請前に書面でEMAに質問をすることが可能。その際、申請内容に関して明確にしている必要がある。</li> <li>必要事項がすべて揃った申請が出されてから、EMAでは30営業日以内に審査結果を通知するよう努める。</li> <li>評価ステージに上がる。</li> <li>実験ステージに進む。</li> <li>上記ステージで申請が却下された企業は、外部アドバイザリーサービス等を利用し、再提出のための調整が可能。</li> </ol>	自動運転技術・自律走行車の試験実施申請及び自律走行車の使用申請が必要。  1. LTAの指定する様式及び、必要事項を添付した申請書をを提出する。  2. LTAは、申請を許可・拒否する。その際、「自律走行車が乗客を乗せることを禁止する」等の条件付きで認可することができる。
その他	-	2019年からThematic sandboxが派生しており、戦略的分野の課題を優先的に解決するソリューションを募集している。	運転状態記録装置で記録したデータの保管等が 新たに義務付けられた改正規定が2020年に施 行されている。

※上記以外にも、国や自治体(州)レベルでサンドボックス制度を設置している場合がある。

- サンドボックス制度 (MAS Sandbox, Sandbox Express, Sandbox Plus)
  - MAS "Overview of Regulatory Sandbox" (https://www.mas.gov.sg/development/fintech/regulatory-sandbox)
  - MAS "Sandbox" (https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox)
  - MAS "Fintech Regulatory Sandbox Guidelines"
  - (https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/development/regulatory-sandbox/sandbox/fintech-regulatory-sandbox-guidelines-jan-2022.pdf)
  - MAS "Sandbox Express" (https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox-express)
  - MAS "Sandbox Express Annex B Application Form"
  - (https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/development/regulatory-sandbox/sandbox-express/sandbox-express-guidelines-1-jan-2022.pdf)
  - MAS "Sandbox Express Guidelines"
  - (https://www.mas.gov.sg/-/media/mas/smart-financial-centre/sandbox-express/annex-b-application-form-7-jan-2020.docx)
  - MAS "Sandbox Plus" (https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox-plus)
  - MAS "FAQs on MAS Fintech Regulatory Sandbox Framework" (https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/development/regulatorysandbox/fagsnov2021.pdf)
- サンドボックス制度 (Data Regulatory Sandbox)
  - IMDA "Data Regulatory Sandbox" (https://www.imda.gov.sg/How-We-Can-Help/Data-Innovation/Data-Regulatory-Sandbox)
- サンドボックス制度 (EMA Regulatory Sandbox)
  - EMA "Regulatory Sandbox" (<a href="https://www.ema.gov.sg/Sandbox.aspx">https://www.ema.gov.sg/Sandbox.aspx</a>)
- 法律(Road Traffic (Autonomous Motor Vehicles) Rules 2017)
  - The Minister for Transport "Road Traffic (Autonomous Motor Vehicles) Rules 2017" (https://sso.agc.gov.sg/SL/RTA1961-S464-2017?DocDate=20170823)

# 調査結果(オーストラリア)

### オーストラリア

# オーストラリアにおける主なサンドボックス制度の概要

- オーストラリアにおける代表的なサンドボックス制度として、金融分野に関する「Fintech regulatory sandbox」があったが、2020年9月より「Enhanced regulatory sandbox (ERS) 」に移行している。
- ERSに移行したことで、正式な申請及びライセンス免除に関する審査が必要となった一方、より長い期間、より幅広い事業者・サービスで実証が可能となった。
- 革新的なサービスがライセンス免除で実施できることがメリットであり、特例措置の設置に近い。

### サンドボックス制度の概要

	Fintech regulatory sandbox	Enhanced regulatory sandbox (ERS)
主管機関	Australian Securities Investments Commission (ASIC:オーストラリア証券投資委員会)	Australian Government
運用時期	2016年12月-2020年8月	2020年9月-
申請する メリット・意義	AFSL(Australian financial services license )またはACL(Australian credit licer並行してライセンス申請を行うことができる。	ıse)のライセンス取得要件を免除して、実証を行うことができる。
対象 プロジェクト・ 企業	以下が対象となる。 ・ ライセンスを取得していない企業、ライセンスを取得していない外国籍の企業(現地にある) ・ <b>預金・流動的投資等のアドバイス・提供・取引を行うサービス</b> ・ <b>小売顧客が100者未満</b> 等	以下が対象となる。 ・ ライセンスを取得していない企業、ライセンスを取得していない外国籍の企業、現在認可されていない新サービスを提供するライセンスを取得した企業 ・ 幅広い金融サービス (小売顧客等の上限は撤廃)
申請プロセス	<ol> <li>免除を受けるための正式な申し込みは必要ないが、ASICに書面で通知し、 免除を受ける意図を通知する必要がある。</li> <li>事業者は、制度を1回のみ活用できる。</li> <li>実証期間は、12ヵ月未満</li> </ol>	<ol> <li>所定の申請書をASICに提出する。使用するフォームはサービスによって異なる。</li> <li>ASICは、申請を審査し、ライセンス免除を受けられるかを通知する。 (受けられない理由も通知する)</li> <li>事業者は、異なるサービスであれば、制度を何回でも活用できる。</li> <li>実証期間は、24ヵ月未満</li> </ol>
その他	認定件数は、2017-2019年で7件。	認定件数は、6件(2021年7月時点)。

※太字は、ERSとFintech regulatory sandboxで異なる箇所

<sup>※</sup>上記以外にも、国や自治体(州)レベルでサンドボックス制度を設置している場合がある。

# ノーアクションレターの概要

- Australian Securities Investments Commission (ASIC) が設置しているノーアクションレターは、通常のノーアクションレターと同様、 特定の主体に、特定の状況または特定の行為に対して規制措置を講じることはない旨を明文化する制度である。 (ただし、ASICが将来、措置を講じないことを保証するものではない点に留意が必要である。)
- ノーアクションレターは、所定のルールに基づき、手数料を払うことで、ASIC Regulatory Portalから申請をすることができる。

### 回答結果に関する情報公開イメージ

Tuesday 23 March 2021

### 21-056MR ASIC to adopt 'no-action' position for AGMs

ASIC will shortly adopt a temporary 'no action' position in relation to the convening and holding of virtual meetings.

This position follows on from the Corporations (Coronavirus Economic Response) Determination (No. 3) 2020 (Determination No. 3) which expired on 21 March 2021. Determination No. 3 operated to facilitate the holding of meetings (including AGMs) by temporarily removing legal uncertainty around the validity of virtual meetings.

In order to provide the market with a degree of certainty, ASIC's 'no action' position will:

- · support the holding of meetings using appropriate technology;
- · facilitate electronic dispatch of notices of meeting including supplementary notices; and
- · allow public companies an additional two months to hold their AGMs

Commissioner Cathie Armour said, 'It is important that business has certainty in the current environment. ASIC's position is intended to facilitate businesses to hold their meetings effectively during the ongoing pandemic where there is still uncertainty around restrictions on gatherings and travel'.

The details of the 'no action' position will be made available over the coming days and will include guidance around the appropriate approach to conducting virtual meetings.

ASIC will not be providing a no action position in relation to electronic signatures.

### Editor's note:

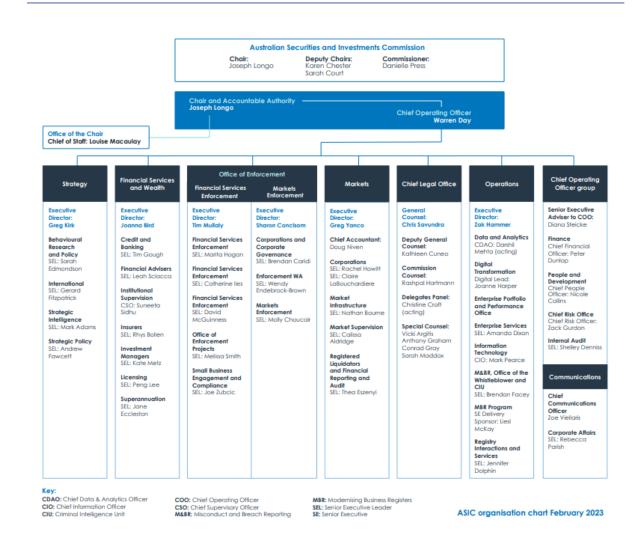
Further information about ASIC's no-action position was published on 29 March 2021, refer: 21-061MR.

Last updated: 23/03/2021 12:00

# 【参考】 Australian Securities Investments Commission (ASIC) の概要

- Australian Securities Investments Commission (ASIC) とは、オーストラリア証券投資委員会法 (ASIC法)に基づいて設立された独立連邦政府 機関であり国内唯一の金融監視機関である。 (2002年以降にすべての機能がASICに集約され た)
- ASICは会社法や保険契約法、全国消費者信用 保護法などの法律に従ってオーストラリア国内の企 業や貿易、金融サービス、保険、消費者保護などを 管理、監督している。またASICは、金融サービスのプ ロバイダーにライセンスを付与し、個人および企業の 消費者信用活動を認可・規制(ガイドラインの制 定やそれに違反する企業の差し止め等)する権限 を持つ。さらに、ASICは市場を規制する役割を持ち、 オーストラリア国内で許認可を受けている市場でのリ アルタイム取引を含む、金融市場の運営者と参加 者の監督を担当している。
- オーストラリアの全ての金融企業は、ASICに登録す る必要があり、ASICの許認可を受けたブローカーは 適官、ASICが言及する全ての規制ガイドラインに従 う必要がある。

### ASIC組織図



- サンドボックス制度(Fintech Regulatory Sandbox, Enhanced regulatory sandbox )
  - ASIC "Enhanced regulatory sandbox" (<a href="https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced-regulatory-sandbox">https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced-regulatory-sandbox/</a>)
  - ASIC "Comparison of key features of the ASIC sandbox and the Australian Government's enhanced regulatory sandbox" (https://download.asic.gov.au/media/5763135/comparison-asic-sandbox-enhanced-regulatory-sandbox-published-25-august-2020.pdf)

### ■ ノーアクションレター

- ASIC "REGULATORY GUIDE 108 No-action letters" (https://download.asic.gov.au/media/5706637/rg108-published-18-december-2009-20200727.pdf)
- ASIC "ASIC organization chart" (https://download.asic.gov.au/media/g5jjukjg/org-chart-february-2023.pdf)

# (2) - ②海外事例調査

比較検証結果

# 日本と海外の各規制改革制度の比較検証方針

- 例えば日本と海外の各規制改革制度につき、過去の調査結果を踏まえつつ、実際の利用状況や新たな需要の獲得及び生産性の 向上への寄与度等の比較検証を行う。
- 比較検証は以下の視点に則り進めていく。はじめに、視点①をもとに比較を行い、類似の取り組みがある場合は、その内容によって、 2つの視点(視点A及びB)をもって詳細な比較検証を実施する。

### 比較検証の視点

視点①:類似の取組は日本にあるか?

(ある場合)

視点A:仕組み上の相違点はあるか?

視点B:取組内容、利用状況、成果等に差分はあるか?

### 「視点①」に関する比較結果

海外の取組		日本の取組
サンドボックス制度	$\rightarrow$	<b>該当あり</b> (サンドボックス制度)
ノーアクションレター	$\rightarrow$	<b>該当あり</b> (ノーアクションレター、 グレーゾーン解消制度)
規制改革を推進する部署 (BRE/CRI)	$\rightarrow$	<b>該当あり</b> (内閣官房)
規制所管ネットワーク (UKRN)	$\rightarrow$	<b>該当あり</b> (規制改革関係府省庁連絡会議)
規制の実証制度 (RPF)	$\rightarrow$	該当なし

# サンドボックス制度の比較検証結果

- 日本のサンドボックス制度は、「対象業種が幅広い点」、「経済産業省が所管している点」、「規制の見直しに重きを置いている点」が特徴的である。
- 他方で、海外のサンドボックス制度では「迅速化」、「業種横断・対象業種/サービスの拡大」、「グローバル化」に関する取り組みが進められている。

日本		海外
サンドボックス制度	⇔	サンドボックス制度

	視点	比較検証結果
A	仕組み上の相違点 はあるか?	<ul> <li>申請プロセス 【事前相談】</li> <li>・ 今回調査した、オーストラリアを除く4か国では、日本と同様に何らかの制度で申請の前に質問・相談を受け付ける旨が記載されていたが、具体的なサポート内容は確認できなかった。(オーストラリアは、認定されなかった場合にその理由が通知される。)</li> <li>【申請~認定】</li> <li>・ オーストラリアがERSに移行したことで、5か国いずれも日本と同様に何らかのレビューを経て、実証・実験が認定される仕組みとなっている。</li> <li>・ シンガポールでは、限定的な条件下で通常より迅速にレビューを行う仕組みがある。申請書に記載漏れがあった時点で却下される等、サポートは通常のものより希薄になっていると思われる。</li> <li>【認定~実証・実験】</li> <li>・ 認定を受けた後、イギリス等では、主管機関からアドバイスやサポートが受けられる旨が記載されていた。例えば、FCAのサンドボックス制度では、認定を受けた上で「どの制度に抵触しうるか」を確認することができる旨が記載されていた。</li> <li>【実証・実験後】</li> <li>・ 日本と異なり、規制の見直しが、制度のHP上で言及されている国・制度はほとんどなかった(FCAサンドボックス制度では記載有)。</li> <li>・ 実証・実験後、問題がなかった場合は、事業継続や規制除外が認められるという国・制度が多かった。</li> <li>対象業種</li> <li>・ 多くの国では対象業種(主に金融)を限定している一方で、日本では、新事業であれば業種に関わらず申請できる点が特徴である。</li> </ul>
В	取組内容、利用状況、成果等に差分はあるか?	<ul> <li>利用状況</li> <li>利用状況は各国により異なる。特に利用が活発なイギリスFCAのサンドボックス制度では、認定件数が170件を超えている。</li> <li>成果</li> <li>認定された事業者の数やプロジェクトの概要は公開情報から確認できるが、成果の定量効果等は取得が困難であった。</li> <li>例えば、カナダのCSAサンドボックス制度を活用したビットコインファンドは、運用額が800億円を超える等、金融分野に限定されていることで、経済的インパクトが大きい傾向にあることが考えられる。</li> </ul>

# 【参考】各国のサンドボックス制度の概要

■ 各国のサンドボックス制度の簡易比較結果は以下の通りである。

### 各国のサンドボックス制度

国	日本	シンガ ポール	イギリス	香港	マレーシア	UAE	タイ	オースト ラリア	カナダ	インドネ シア
制度開始	2018年6月	2016年11月 2017年2月 2017年6月 2017年7月	2016年6月 2017年2月	2016年9月 2017年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月 2017年5月 2017年6月	2016年12月	2017年2月	2017年11月
分野	• 全般	<ul><li>金融</li><li>自動走行</li><li>エネルギー</li><li>個人情報</li></ul>	<ul><li>金融</li><li>エネルギー</li><li>法務</li><li>個人情報</li></ul>	• 銀行 • 証券·保険	• 金融	• 金融	• 銀行 • 証券 • 保険	• 金融	• 金融	• 金融
規制 見直し	<ul><li>想定する</li></ul>	<ul><li>想定する</li></ul>	<ul><li>想定する</li></ul>	(不明)	• 想定しない	(不明)	(不明)	<ul><li>想定する</li></ul>	<ul><li>想定する</li></ul>	(不明)
対象	(特になし)	(特になし)	(特になし)	(特になし)	(特になし)	• 中小企業 • 外資企業	(特になし)	• スタートアップ	(特になし)	(特になし)
対象 事 署 目的	・ 新技術の事 業化支援	<ul><li>新技術の事業化支援</li><li>新技術の把握</li></ul>	<ul><li>新技術の事業化支援</li><li>事業化スピードアップ</li><li>コスト削減</li></ul>	・事業化スピー ドアップ ・コスト削減	・新技術の事 業化支援	<ul><li>中小企業支援</li><li>外資誘致</li></ul>	・新技術の事 業化支援	<ul><li>スタートアップ 企業支援</li></ul>	<ul><li>新技術の把握</li><li>規制のあり方検討</li></ul>	• 政策推進
所管組織	• 内閣官房	・通貨監督庁・エネルギー市 ・エネルギー市 場監督情員の ・陸上 ・陸上 ・陸上	・金融行為規制機構・ガス電力市場規制庁	• 香港金融管 理局	<ul><li>マレーシア国立銀行</li></ul>	・ 金融サービス 規制庁	<ul><li>9/銀行</li><li>証券取引委員会</li><li>保健委員会</li><li>事務局</li></ul>	• 証券投資委 員会	• 証券管理局	・ インドネシア銀 行
運用体制	<ul><li>内閣官房が 全分野を管 轄</li></ul>	<ul><li>分野ごとの所管組織を窓口に関連組織と調整</li></ul>	<ul><li>分野ごとの 所管組織</li></ul>	<ul><li>分野ごとの 所管組織</li></ul>	<ul><li>分野ごとの 所管組織</li></ul>	<ul><li>分野ごとの 所管組織</li></ul>	<ul><li>分野ごとの 所管組織</li></ul>	• 分野ごとの 所管組織	<ul><li>分野ごとの 所管組織</li><li>中央の傘下に 州政府</li></ul>	• 分野ごとの 所管組織

# ノーアクションレターの比較検証結果

■ ノーアクションレターについては、日本と海外では基本的に大きな違いはない。他方で、日本のグレーゾーン解消制度は、本調査対象の諸外国のノーアクショ ンレターと比較した時に、対象業種の幅広さや事業所管省庁によるサポートがある点等で特徴的であることが分かった。

海外 日本 グレーゾーン解消制度、ノーアクションレター制度 ノーアクションレター制度  $\Leftrightarrow$ 

	視点	比較検証結果
A	仕組み上の相違点 はあるか?	<ul> <li>申請プロセス</li> <li>申請プロセス等については大きな違いはない。所定の様式と方法に則り、規制当局に対して書面を提出し回答をもらう。</li> <li>日本のグレーゾーン制度は、事業所管省庁が、規制所管省庁との合間を取り持つという点で特異な制度である。</li> </ul>
		<ul> <li>対象業種</li> <li>海外のノーアクションレターは金融等、業種に特化しているケースが多い。</li> <li>日本のノーアクションレターも各省庁が所管の範囲内という制約下で運用しているが、グレーゾーン解消制度については、業種を特定していない点で特異な制度である。</li> </ul>
		<ul><li>回答の公開方法</li><li>・ 日本の制度も海外の制度も、回答結果はホームページ上で公開される。</li></ul>
В	取組内容、利用状 況、成果等に差分 はあるか?	利用状況  ・ 利用状況について、件数等の差分はあるが、特筆すべき点は見られなかった。
		<ul> <li>         ・ 事業者のグレーゾーンを事前に解消できるという点で同様の成果を上げていると考えられる。         ・ なお、本調査では、新たな需要の獲得及び生産性の向上への寄与度等の詳細比較までは行っていない。         (詳細比較に当たっては、省庁担当者や制度活用事業者などへのヒアリング調査等が必要と考えられる。)         </li> </ul>

# 規制改革を推進する部署の比較検証結果

■ 規制改革を推進する部署については、日本においても、本調査対象の諸外国においても設置されている。それぞれの基本的なミッションは共通しているもの の、具体的な取り組みレベルまで比較すると色々な違いがあることが分かった。

日本		海外
内閣官房	⇔	Better Regulation Executive、Center of Regulatory Innovation

	視点	比較検証結果
Α	仕組み上の相違点 はあるか?	<ul> <li>部署の建付け</li> <li>日本の場合、基本的には、内閣官房が省庁横断的な規制改革を推進している。他方で、イギリスでは、Department for Business, Energy and Industrial Strategy(ビジネス・エネルギー・産業戦略省)の一部署であるBREが省庁横断的な規制改革を推進しており、カナダでは、Treasury Board of Canada Secretariat(財務省)の一部署であるCRIが省庁横断的な規制改革を推進している。</li> <li>ミッション</li> <li>規制改革を通じたイノベーション創出や規制の合理化を通じたコストの削減という点で、目的が一致している。</li> <li>BREの場合は、"Better Regulation"という旗印のもと、包括的に取組を推進している。</li> </ul>
В	取組内容、利用状況、成果等に差分 はあるか?	成果 ・ いずれの部署も、規制改革を支援するツールやガイダンスの提供等によって一定の成果を上げている。 ・ 他方で、BREやCRIには日本にはない(/存在はするが広く普及していない)支援メニューを用意しているケースがある。  特徴的な支援メニュー例①:規制当局を対象とした実証事業(補助金支給あり) ・ イギリスのBREでは、Regulators' Pioneer Fundという取り組みを通じて、規制当局の規制改革に関する提案を採択し、必要経費を支援するという制度がある。 ・ また、カナダのCRIもregulatory experimentationという取り組みを通じて、規制当局による規制の実験を支援している。  特徴的な支援メニュー例②:規制当局に対する技術的指導 ・ BREでは、規制当局がどのように規制を作り評価すべきかについてのガイダンスを作成し公表している。

# 規制所管ネットワークの比較検証結果

■ 日本の規制改革関係府省庁連絡会議は、会議体であり情報共有が主な取り組みと考えられる。他方で、イギリスに設置されている規制当局間のネット ワークであるUKRNは、専属のメンバーが配置されており、規制改革に関する活動を積極的に行っていると考えられる。

日本		海外
規制改革関係府省庁連絡会議	⇔	The United Kingdom Regulators Network

	視点	比較検証結果
Α	仕組み上の相違点 はあるか?	<ul> <li>建付けについて</li> <li>日本の規制改革関係府省庁連絡会議は会議体である一方で、イギリスのUKRNは専属メンバーがいる組織体として設置されている。</li> <li>UKRNの構成員は、UKRNの参加メンバーである規制当局の出向者で組織されており、規制当局間のネットワーキング含め、UKRNに係る活動を執り行っている。</li> <li>構成員</li> <li>日本の規制改革関係府省庁連絡会議では、構成員が限られているが、連絡会議の下に設置されている幹事会では、関係府省庁の課室長級が参加している。</li> <li>他方で、イギリスのUKRNは、13のセクター別規制当局によって形成されたメンバー組織である。</li> </ul>
В	取組内容、利用状 況、成果等に差分 はあるか?	<ul> <li>取り組み内容</li> <li>日本の、規制改革関係府省庁連絡会議では、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高めること目的に、好事例の横展開・情報共有及び国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備等を行っている。</li> <li>他方で、イギリスのUKRNでは情報共有等は取組内容として共通しているものの、そのほかの点についてはより広く取り組みを行っている。(個別テーマでの規制的アプローチの連携、ワーキンググループの設置等)また、会議やネットワーキングの開催頻度も日本と比べて非常に高い。</li> </ul>

<sup>※</sup>上記の比較検証結果は、デスクトップ調査から取得した公開情報をベースにNRIが仮説も含め考察した内容であるため、より精緻な比較検証に当たってはヒアリング調査等で実態調査を行う必要がある。

